ディズニー・モバイルホームページ

http://dimb.jp/int/

各種お問い合わせはこちらへ

ディズニー・モバイルカスタマーセンター（無料） 受付時間　午前9時から午後8時まで

ディズニー・モバイル
スマートフォン／携帯電話から　1 5 7

一般電話から 0800-2222-157

※海外からはご利用いただけませんのでご了承ください。

スマートフォンの操作案内はこちらへ

スマートフォン テクニカルサポートセンター（無料） 受付時間　平日：午前9時から午後7時まで　土日祝：午前9時から午後5時まで

ディズニー・モバイル
スマートフォン／携帯電話から　1 5 1

一般電話から 0800-9192-151

※海外からはご利用いただけませんのでご了承ください。

モバイル・リサイクル・ネットワーク
マナーもいっしょに携帯しましょう。
有害サイトから子供を守る！

ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社
http://disneymobile.jp/s/

2014年2月版

Disney mobile on SoftBank

2014年2月版

© Disney

SMARTPHONE Service Guide

スマートフォン サービスガイド

●ご利用いただけるサービスと各種手続きなどをご案内しています。
●世界対応ケータイを海外でご利用される際はディズニー・モバイルホームページ（http://dimb.jp/int/）をご覧ください。

ディズニー・モバイル スマートフォンのご利用について――はじめにお読みください。

ディズニー・モバイル スマートフォンはパソコンと同様に、ソフトウェアのアップデートによって新機能を追加・変更したり、常にネットワークへの接続状態を維持したり、またお客さまご自身でアプリケーションを自由にインストールすることができるなど、従来の携帯電話と比べて商品の特性が大きく異なります。

そのため、ご利用にあたっては以下の注意事項を必ずご理解、ご了承いただきますようお願いいたします。また、ご使用のアプリケーションなどは常に最新の状態にてご利用ください。

USIMカード

●USIMカードは、電話番号などを記録したICチップです。ご利用料金はUSIMカードの電話番号に対して請求されます。
●ご利用には当社指定のディズニー・モバイル スマートフォン専用のスマートフォンUSIMカードが必要です。原則として当社指定機種以外の携帯電話機ではスマートフォンUSIMカードはご利用いただけません。

ソフトウェア・アプリケーション

●ディズニー・モバイル スマートフォンのソフトウェアやアプリケーションは自動的に通信を行い、パケット通信料が発生する場合がございます。また、起動時にも各種設定などのため自動的に通信を行い、パケット通信料が発生しますので、予めご了承ください。
海外でご利用時も自動的に通信を行い、パケット通信料が数千円／日以上になる場合もございますのでご注意ください。
●ソフトウェアのアップデートや、アプリケーションのダウンロードなどは、大容量のデータ送受信が行われる場合がございます。
●ディズニー・モバイル スマートフォンのソフトウェア不具合修正や機能の追加のためなどのソフトウェアアップデートは、設定によっては自動的に行われる場合がございます。それ以外の場合につきましては、お客さまご自身でアップデートを行っていただく必要がございます。
●海外でのご利用の場合、原則としてソフトウェアアップデートはできません。詳細は、当社ホームページ内「最新ソフトウェアアップデート」をご確認ください。
●当社指定の方法以外でアップデートされたソフトウェアは保証いたしかねます。ソフトウェアアップデートの方法につきましては、取扱説明書もしくは当社ホームページをご確認ください。
●ソフトウェアアップデートにより、ご利用中のアプリケーションがご利用いただけなくなる場合がございます。なお、一度アップデートされたソフトウェアを元に戻すことはできませんので、あらかじめご了承ください。必要なデータは、日頃からバックアップを取っていただくことをお勧めいたします。
●ダウンロード先に十分な空き容量がない場合、ダウンロードできない、もしくはダウンロードが完了しない場合がございます。
●ソフトウェアアップデートでは、お客さまの携帯電話番号、携帯電話機固有の情報（機種や製造番号など）が、自動的に当社サーバーに送出されます。
当社は送信された情報を、ソフトウェアアップデートや品質管理以外の目的には利用いたしません。
また、端末メーカーがソフトウェアアップデート利用時に上記情報を取得する場合があります。
●アプリケーションの中には、携帯電話機内の電話番号や所有者情報といった個人情報や位置情報を利用するアプリケーションも存在します。アプリケーションのインストールの際など、アプリケーションにて利用する情報などを十分ご確認いただき、お客さまご自身の責任においてアプリケーションをインストール、ご利用ください。

アプリケーションなどの購入について

●携帯電話料金のお支払い方法、回線契約者期間、携帯電話料金のお支払い状況等によってコンテンツ等を購入する決済サービスをご利用いただけない場合がございます。
●ご契約者さまの回線契約期間および年齢などに応じて、アプリ・コンテンツ等購入の月次利用限度額を当社にて設定させていただく場合がございます。また、あらかじめ設定されている利用限度額とは別に、お客さまにて利用限度額を変更することができます。ご利用条件等の詳細については当社ホームページをご参照ください。
●利用限度額は毎月1日から末日までの利用実績に基づき計算されるため、ご請求締日が10日、20日のお客さまは、ご利用時期によって当社からのご請求が1ヵ月あたりの利用限度額を超える場合があります。
●利用限度額は各決済サービスそれぞれ別に設定されております。
●購入されたアプリ・コンテンツ等について、当社は一切の責任を負いませんので、あらかじめご了承ください。

［Google Play™上での有料アプリケーションの
購入代金をケータイ代金とまとめて支払える決済サービス］

※アプリケーションによっては、購入できない場合がございます。

●本サービスのご利用にはGoogle ウォレット™への登録が必要です。初回に限り、お客さまの個人情報をご登録いただく必要がございます。
●「購入」ボタンを押下してアプリケーションの購入を一旦申し込むと、ダウンロードを失敗、あるいはダウンロードしなかったとしても、当該アプリケーションの料金をお支払いいただきますので、あらかじめご承知おきください。
●アプリケーションの購入、インストールは、自己責任で行ってください。万が一、お客さまがインストールを行ったアプリケーションにより自己、または第三者への不利益が生じた場合、当社では責任を負いかねます。

［インターネットコンテンツ・物品等の利用料金を
ケータイ代金とまとめて支払える決済サービス
（ソフトバンクまとめて支払い・ソフトバンクケータイ支払い）］

●コンテンツ・物品等の購入には、My SoftBank認証の設定を行う必要があります。
●携帯電話料金等をクレジットカードでお支払いの場合は、携帯電話料金等と同様にクレジットカード会社から請求されます（ただし、ソフトバンクケータイ支払いの場合、携帯電話料金等との合算はされません）。

（ソフトバンクケータイ支払いの場合）

●コンテンツ・物品等の購入時に、お客さまの同意を得た上で当社はソフトバンク・ペイメント・サービス㈱に各種取引の与信判断および与信後の判断のため情報連携を行います。
●コンテンツ・物品等の購入代金債権は、ソフトバンク・ペイメント・サービス㈱に譲渡されます。
●コンテンツ・物品等の購入代金のお支払いが期限内に確認できない場合、代金回収を目的として、当社からソフトバンク・ペイメント・サービス㈱にお客さまの氏名、住所、電話番号、購入の利用状況等の情報を開示することがあります。
●コンテンツ・物品等の購入後に、お客さまが携帯電話料金等のお支払い方法を口座引き落としからクレジットカードに変更される等、お支払い方法を変更された場合は、請求元等が異なってくる場合がありますので、この点をあらかじめソフトバンクモバイルにご確認のうえお支払い方法を変更されるようご注意ください。

お子さまに安心してお使いいただくために

●お子さまの過度なアプリケーション購入を防ぐため、利用限度額の設定や、購入を制限する機能のご利用をおすすめします。設定した利用限度額は、Google Play™でのアプリケーション購入や当社の提供するストアでの購入時に適用されます（Google Play™の支払いをクレジットカードに設定している場合は適用されません）。

メール

●Eメール（MMS）／SMSを使用するのに必要なメールアプリケーションが携帯電話機にインストールされていない場合、Google Play™よりダウンロードいただくことができます。インストールの際は、インストールを実施する前にGoogle Play™内のアプリケーション概要ページに記載されているディベロッパーウェブページのリンクから当社ホームページにアクセスいただき、「ソフトウェア使用許諾契約書」をよくお読みの上、インストールの実施及び、アプリケーションをご利用ください。

セキュリティ

●ディズニー・モバイル スマートフォンは、インターネットへの接続やメール添付ファイルなどを通じて、ウイルスなどに感染する危険性がございます。危険性軽減のためセキュリティソフトのご利用をおすすめいたします。

［スマートセキュリティpowered by McAfee®について］

●スマートセキュリティpowered by McAfee®のダウンロード方法は当社ホームページをご確認ください。
●スマートセキュリティpowered by McAfee®は、定期的に定義ファイルの更新を行う必要がございます。海外で定義ファイルを更新する際は、携帯電話機のデータローミング設定をONにするか、Wi-Fiで通信を行ってください。
※データローミングを行った場合、パケット通信料が高額になる恐れがございます。
●スマートセキュリティpowered by McAfee®は、全てのウイルス等の検知および駆除を保証するものではありません。

Google™サービス

●Google Inc.が提供する「Google Play™」上より、さまざまなアプリケーションのインストールが可能です。
お客さまご自身でインストールされるこれらのアプリケーションの内容（品質、信頼性、合法性、目的適合性、情報の真実性、正確性など）およびそれに起因するすべての不具合（ウイルス等）につきましては、当社は一切の保証をいたしかねます。
●Google Play™、各種Google™サービス（Google マップ™、YouTube™など）については、サービス利用規約や注意事項をよくお読みいただき、ご理解いただいた上でご利用ください。

コンテンツのご利用

●ディズニー・モバイル スマートフォンでは、他の携帯電話機でご購入されたコンテンツをご利用いただけない場合がございます。
●USIMカードを交換した場合、携帯電話機本体や、SDメモリカードなどの外部メモリに保存した音楽・書籍などのコンテンツをご利用いただけなくなる場合がございます。

テクニカルサポート

●ディズニー・モバイル スマートフォン購入から91日目以降の、ディズニー・モバイル スマートフォン操作やアプリケーションソフトの連携・設定等のテクニカルサポートは有償となります。「Disneyあんしん保証パック」にご加入の場合は、スマートフォンテクニカルサポートセンターにて件数無制限の電話サポートを無償でご利用いただけます。
「Disneyあんしん保証パック」へのご加入は、携帯電話機のご購入と同時にしかお申し込みいただけませんので、予めご注意ください。

海外でのご利用

●海外でご利用の場合、国内の通話料・通信料と異なりますので、ご注意ください。
●海外パケットし放題（D）をご利用の場合、定額対象事業者への接続が必要です。必ず、現地にて「手動」で設定を行ってください。
●海外でのご利用について、詳しくは当社ホームページをご覧ください。

SDメモリカード

●カメラ機能など、SDメモリカードを挿入しているときのみご利用いただける機能・サービスがございますので、常にSDメモリカードを挿入した上でのご利用をおすすめいたします。

オプションサービス

●「スマートフォン基本パック（D）」の各種サービス・特典の提供および管理のため、サービス提供会社に利用者情報の提供を行う場合がございます。

My Disney Mobile

●月々のご請求額の確認やメールアドレスの変更は、ブックマークに登録されているMy Disney Mobileをご利用ください。
●My Disney Mobileパスワードの取得には、携帯電話番号とご契約時に登録いただいた4桁の暗証番号が必要です。

故障・修理・アップデート

●故障受付時に古いシステムソフトウェアであった場合には、最新のシステムソフトウェアにアップデートを行った上でご返却いたします（一部、アップデートの対象外となる場合がございます）。
●携帯電話機の故障などにて修理を実施する際、お客さまご自身でダウンロードされたアプリケーションを含む携帯電話機内のすべてのお客さまデータは消去されます。

パケット定額サービス

●次のご利用方法はパケット定額サービスの定額の対象外となり通信料が高額になる場合がございますのでご注意ください。
パソコンなどに携帯電話機をUSBケーブルでつないだり、ソフトバンクコネクトカードを使ってのモバイルデータ通信（アクセスインターネット含む）／SMS／国際SMS／国際Eメール（MMS）／通話／TVコール通信／海外でのご利用分[SMS、Eメール（MMS）＊、ウェブ＊]
＊海外でのご利用分［Eメール（MMS）、ウェブ］は、海外パケットし放題（D）の対象となります（対象の国、地域、海外通信事業者でご利用時）。

［パケットし放題S for スマートフォン（D）／パケットし放題 for 4G（D）］

●自動的に行われる通信のみで、パケット定額サービスの上限額に到達する場合がございます。

ご利用いただけないサービス

●ディズニー・モバイル スマートフォンでは、一部ご利用いただけないサービスがございます。詳細は当社ホームページをご確認ください。Disney Web／Yahoo!ケータイ／かんたん会社メール／S!情報チャンネル／S!電話帳バックアップ／待ちうた®／安心遠隔ロック／Yahoo!きっず／かんたんBizフェイス　他

CONTENTS for Service Guide

※通話料、メール・ウェブ通信料につきましては、ディズニー・モバイルホームページ（http://disneymobile.jp/s/）をご覧ください。

パケット通信 …… 5
スマホ安心サービス …… 6
迷惑メール対策 …… 7
一定額お知らせメール／一定額ストップサービス …… 11
スマートフォン基本パック（D）／Disney あんしん保証パック …… 11
災害用伝言板・災害用音声お届けサービス／緊急速報メール …… 12
メールの種類 …… 13
Eメール（MMS） …… 14
Google Play™ …… 15
ウェブ料金 …… 16
留守番電話 …… 17
発着信規制 …… 20
転送電話 …… 21
ナンバーブロック …… 22
料金のお支払い …… 23
請求内訳の見かた …… 25
契約内容の変更 …… 27
故障・事故、盗難・紛失 …… 31
My Disney Mobile …… 33
Disney マーケット …… 35
3G 通信サービス契約約款（抜粋） …… 43
4G 通信サービス契約約款（抜粋） …… 47

・携帯電話機内に保存してある電話帳データやその他お客さまデータは、普段からバックアップをお取りいただきますようお願いいたします。
・お客さまご自身で設定された待ち受けロック解除用のパスワードは、お忘れにならないようご注意ください。
もしお忘れになった場合、工場出荷時の状態に戻す必要がございますので、ソフトバンクショップへご来店ください。その際、お客さまのデータは消去されますので、ご注意ください。
・お客さまデータの破損、消失などにつきましては、ディズニー・モバイルでは保証いたしかねますので、ご了承ください。
・より良いネットワーク品質をご提供するため、通信毎にトラヒック情報の収集、分析、蓄積をさせていただきます。また、当社が定める通信において、制限を行う場合がございます。

→詳しくは、
http://disneymobile.jp/s/
をご参照ください。

ご注意！ パケット通信について

パソコンやPDAでのUSB接続※による通信（インターネット接続など）は**「パケットし放題（D）」などのパケット定額サービスの定額の対象外**となります。
画像を含むサイトの閲覧などデータ量の多い通信を行いますと、パケット通信料が高額となる場合がございます。ご利用にはご注意願います。

※Bluetooth®などにより接続が可能な場合も含む。
※テザリングオプションにご契約の場合にはパケット定額サービスでご利用いただけます。

「パケットし放題（D）」などは対象外

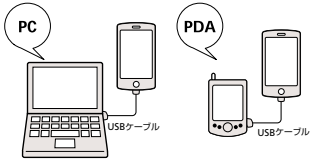

ATTENTION! Packet Communication

Mobile data communications (including internet access) via computer and PDA with the USB connection does not apply to our packet discount service, "Unlimited Packet Use Discount" (Packet Shihodai(D)).
Please note that your packet communication charge might be large if you access some internet websites containing large amount of data with images.

パケット定額サービスのご利用にあたって

■パケット定額サービスの適用時期について
・[ディズニー・モバイルに新規加入の方] 加入日から適用　・[ディズニー・モバイルを既にご利用の方] 翌請求月から適用
※ディズニー・モバイルを既にご利用中のお客さまが契約変更および機種変更と同時にお申し込みの場合は、変更した請求月の月初にさかのぼっての適用となります。

●ディズニー・モバイル スマートフォンは、パケット定額サービスへの加入が必須となります。
●次のご利用方法は、パケット定額サービスの対象外となります。
・パソコンなどに携帯電話をUSBケーブルでつないだり、ソフトバンクコネクトカードを使ってのモバイルデータ通信（アクセスインターネットを含む）　・SMS　・国際SMS　・国際Eメール（MMS）および通話　・TVコール通信　・海外でのご利用分 [SMS、Eメール（MMS）、ウェブ]
※ただし、海外でのご利用分 [Eメール（MMS）、ウェブ] は、海外パケットし放題（D）の対象となります（特定の国・地域の海外通信事業者でご利用時）。
●パケット通信料が高額になる可能性があることを月途中でお客さまにご確認いただくため、当社の定めた金額を超えた場合にお知らせメール（SMS）をお送りいたします。
●ソフトウェアアップデートやアプリケーションのダウンロード等の大きな容量のデータ送受信、及び搭載されているアプリケーションによっては自動的な通信が発生するものもあります。
●携帯電話のソフトウェア不具合や機能の追加などの対応につきましては、原則パケット通信を利用してソフトウェアのアップデートを行っていただくことになります。なお、ソフトウェアのアップデートはお客さまの操作によってのみ可能であり、自動的に更新されることはありません。また海外でご利用の場合、ソフトウェアアップデートは行われません。
●本サービスにご加入のお客さまにおいては、よりよいネットワーク品質を提供するため通信毎にトラヒック情報の収集、分析、蓄積を行います。また、当社が別に定める通信において、通信の制御を行う場合があります。詳細はhttp://u.softbank.jp/1cKCJVz　でご確認ください。

有害なウェブサイトやアプリケーションから、お子さまを守りましょう！

20歳未満のお子さまに

スマホ安心サービス

お申し込み必要

●Android™ 4.0以上対応
ウェブ・アプリケーションともに、青少年にとって不適切なコンテンツを、お子さまの年齢に応じ段階的にまとめて制限します。<ウェブフィルタリング／アプリフィルタリング（無料）>

設定	閲覧が許可されるウェブサイト、アプリケーション※1	閲覧が制限されるウェブサイト、アプリケーション※1
小学生	低年齢のお子さまにも安心してインターネット／アプリケーションをお使いいただける環境を整えます。 ※EMA※2認定のサイト、アプリケーションはご利用可能です。	コミュニケーションサイト等。有害コンテンツ（出会い系、アダルト系）ほか、特に刺激の強い内容や犯罪、暴力、不正IT技術に関する内容はブロック。
中学生	小学生レベルにプラスして、一部のゲームやショッピングのコンテンツがご利用可能です。 ※EMA※2認定のサイト、アプリケーションはご利用可能です。	有害コンテンツ（出会い系、アダルト系）ほか、特に刺激の強い内容や犯罪、暴力、不正IT技術に関する内容はブロック。
高校生	中学生レベルにプラスして、子供の利用に配慮された掲示板やブログなどをご利用いただけます。情報源としてインターネットを十分に活用できる環境です。 ※EMA※2認定のサイト、アプリケーションはご利用可能です。	有害コンテンツ（出会い系、アダルト系）ほか、特に刺激の強い内容や犯罪、暴力、不正IT技術に関する内容はブロック。

※1 デジタルアーツ株式会社のURLリスト分類基準・アプリケーション分類基準に基づき、小学生・中学生・高校生に分類されたウェブサイト・アプリケーションが対象となります。
※2 EMA：青少年の保護と健全な育成を目的とし、サイト管理体制の審査・認定および啓発・教育活動を行う第三者機関です。

さらに、オプション（月額300円）をプラスすると

離れた場所からウェブサイト、アプリケーションの利用時間を制限し、位置・利用状況を把握することができます。

利用時間の制限	利用時間設定機能／利用時間の延長申請機能
位置場所の把握※3	指定時間における居場所の確認
利用状況の把握※3	ウェブ、検索履歴の確認／電話、メールの相手確認

※3 お子さま自身で設定をONにすることで、位置情報、利用履歴（ウェブアクセス履歴、ウェブ検索履歴、SMS／MMS／メール送受信履歴、電話発着信履歴）の確認をすることができます。初期設定ではOFFになっていますのでご注意ください。

●上記サービスをご利用いただくには、Disneyベーシックパック［月額300円］のお申し込みが必要となります。
●ご利用には別途通信料がかかります。

Android™4.0未満対応「ウェブ安心サービス」→www.softbank.jp/mobile/service/web_safety/
Android™4.0以降対応「スマホ安心サービス」→www.softbank.jp/mobile/service/sp_safety/
※最新の情報はディズニー・モバイルホームページ（http://disneymobile.jp/s/）をご覧ください。

※記載の金額は、消費税抜きの価格です。

迷惑メール対策

迷惑メール対策をしましょう！

登録した覚えがないのに勝手に送られてくる「有害サイト」などの迷惑メール。これらは不快なだけでなく、架空請求など犯罪に巻きこまれる危険をもたらします。ディズニー・モバイルでは「有害サイト」などへ誘導しようとする悪質なメールをブロックする機能を用意しておりますので、設定をお願いいたします。

ディズニー・モバイル スマートフォンから

ブラウザを起動して、ブックマークから「My Disney Mobile」にアクセスし、「メール設定」を選びます。

※未成年者保護のためウェブ利用制限に加入されている場合は、暗証番号の入力が必要となります。

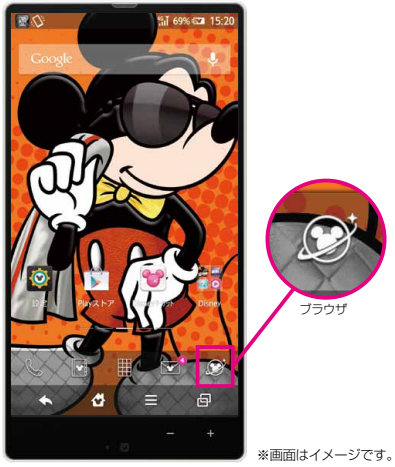

※画面はイメージです。

パソコンから

http://disneymobile.jp/s/

メール設定（Eメール［MMS］・SMS）

ディズニー・モバイルは迷惑メール対策に取り組んでいます。

なりすましメール拒否設定

携帯電話やPHSのメールアドレスを詐称した「なりすましメール」も、迷惑メールによく見受けられます。自分のメールアドレスから迷惑メールが届くといった気味の悪いメールも拒否することができます。
※初期設定は「受け取らない」です。

URLリンク付きメール拒否設定

迷惑メールの多くは出会い系サイトやアダルトサイトへ誘導するため、本文や件名にURLが含まれています。本機能はURLを含んだメールを受け取らないように設定することができます。受け取らない設定をして、URL付きメールで受信したいメールがある場合は「受信許可リスト」へ登録してご利用ください。
※初期設定は「受け取る」です。

受信許可・拒否設定

特定のアドレスやドメイン等からのメールを、受信許可・拒否に設定することができます。また「受信許可リスト設定」「受信拒否リスト設定」「ケータイ／PHSからのみ受信設定」「電話番号メール許可・拒否設定」すべて併用可能です。
※各初期設定は「設定しない」に設定されています。

迷惑メールフィルター

蓄積されたスパム（迷惑）メールデータベースをもとにメールの内容を機械的に判断し、スパムと判断されたメールの受信をブロックします。なりすましメールや未承諾広告メール、悪意のあるウェブサイトへ誘導するような迷惑メールには、設定を「強」にすると非常に有効です。
※初期設定は「標準」です。

かんたん設定

ブロック機能		推奨ブロック設定	ケータイ／PHS設定	きっずオススメ設定
なりすましメール		受信しない		
URLリンクメール拒否設定		受信する		URLを含むメールを全て受信しない
受信許可・拒否設定	[Eメール] 受信許可リスト	設定しない		
	[Eメール] 受信拒否リスト	設定しない		
	[Eメール] ケータイ／PHSからのみ許可	設定しない	ケータイ／PHSから来るメールのみ受信する	
	[電話番号メール] 許可・拒否リスト	設定しない		
	海外からの電話番号メール	受信する		受信しない
迷惑メールフィルター		標準		

詳しくはディズニー・モバイルホームページ（http://disneymobile.jp/s/）をご覧ください。

迷惑メール対策

迷惑メールが届いた場合

お客さまが受信された迷惑メールを下記まで転送くださいますようご協力お願いいたします。

迷惑メール申告窓口 **a@b.c** または stop@meiwaku.softbankmobile.co.jp

迷惑メールの転送方法

Eメールアドレスからの迷惑メール	電話番号からの迷惑メール
迷惑メール申告窓口に、迷惑メール本文そのままで転送してください。	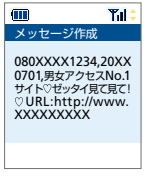 本文の先頭に「迷惑メールの送信元の電話番号」「受信年月日」を、「,」（カンマ）で区切り、半角英数字で入力して送信してください。 〔例〕20XX年7月1日に受信したメールを申告する場合 080×××1234,20××0701 迷惑メールの送信元の電話番号（お客さまの電話番号ではありません） 受信年月日 カンマ ・画面はイメージです。

・迷惑メール申告窓口へ転送のパケット通信料は無料です（国内でご利用のEメール〔MMS〕に限ります）。
・申告していただいた情報は、法令に基づく措置を実施するために、総務省および経済産業省ならびにその他の関係機関に開示させていただく場合があります。また、効果的な対策を目的とした情報共有のために、他の携帯電話・PHS事業者およびURLフィルタリング関連会社等の第三者に開示させていただく場合があります。これらのような情報開示を望まれない場合は、当申告窓口への転送をお控えください。
・ディズニー・モバイルでは、お客さまからお寄せいただいた情報により迷惑メールと確認された場合、ディズニー・モバイル携帯電話からメールを送信した契約者に対し、利用停止ならびに契約解除等の措置を実施しております。
・お寄せいただいた個々のメールに対して、弊社からの返信はできかねますのであらかじめご了承ください。

ディズニー・モバイルは迷惑メール対策に取り組んでいます。

架空請求メールにご注意

架空請求メールとは、心当たりのないウェブサイトの使用料や登録料などの支払要求をしてくる迷惑メールのことです。このような請求メールに対して支払いは一切不要です。あわてて電話をしたり返信することはせず無視してください。

「架空請求メール」も迷惑メール申告窓口にて受け付けております。

メール送信件数の制限

迷惑メールの送信行為を予防するために、一定時間に大量のメールが送信された場合、以後の送信に制限を設けております。

SMS	1日に200件以上送信した場合、その後24時間規制。
Eメール〔MMS〕	24時間以内に500件以上送信した場合、その後24時間規制。

迷惑メールを防ぐには…（一例）

●長めのメールアドレスを設定する！

迷惑メール送信業者は、文字や数字を適当に組み合わせて作ったメールアドレス宛に、迷惑メールを送信しています。英数字、記号を使った長めのアドレスにすると、比較的届きにくくなるのでおすすめです。

英数字、記号を使った、長めのアドレスに！

○×○×@disney.ne.jp

●送信業者のリストに登録されないよう注意！

一度でもあなたのアドレスを登録されてしまうと、他の悪質業者にもアドレスをばらまかれてしまいます。登録されないよう、以下にご注意ください。

・信用できない「無料プレゼント」「無料ダウンロード」などのサイトには、むやみに登録・応募しない。
・迷惑メールに返信したり、書かれているURLにアクセスしたりしない。
・インターネットの掲示板で、アドレスや電話番号を公開しない。

一定額お知らせメール

お申し込み不要
月額使用料：無料

利用金額が設定額を超えるとメールでお知らせ！　【設定額】5,000円～100,000円（1,000円刻みで設定可能）

一定額ストップサービス

お申し込み必要
月額使用料：100円

利用金額が設定額を超えると発信をストップ！　【設定額】5,000円～100,000円（1,000円刻みで設定可能）

○「一定額お知らせメール」「一定額ストップサービス」のご利用には、My Disney Mobileからの登録（→P33）が必要です。

「利用料金」とは	・音声通話、メール通信料、ウェブ通信料、パケット通信料、データ通信料、コンテンツ情報料等の合計金額となります。 ・基本使用料、オプション使用料、消費税等は含みません。

安心&便利に使える、おトクなセット

スマートフォン基本パック(D)

お申し込み必要
月額使用料：500円

別々に申し込むと1,300円/月のサービスが、500円/月で「割込通話」や「グループ通話」など便利な通話機能が利用できるだけでなく、外部からの危険なアプリや侵入するウィルスを検出してくれるなど、充実したサービスが全てご利用できるおトクなセットです。

※「紛失ケータイ捜索サービス」および「安心遠隔ロック」のご利用は、このパックにお申し込みください（単体ではご利用いただけません）。
※スマートフォン基本パック(D)と「待ちうた®（100円/月）」の両サービスにお申し込みいただいている場合、各月額使用料が無料になります。
※スマートセキュリティ powered by McAfee®、Internet SagiWall™、安心遠隔ロックのご利用には、お客さまご自身でアプリをダウンロードいただく必要があります。ダウンロード方法はディズニー・モバイルホームページ（http://disneymobile.jp/s/）をご確認ください。

Disneyあんしん保証パック

お申し込み必要
月額使用料：500円

500円/月の使用料をお支払いいただくだけで、水濡れや破損、盗難や紛失など万一のトラブルに備えられるうえに、電池パックを無料でもらえたりするおトクな保証サービスです。

※Disneyあんしん保証パックへのご入会は、携帯電話機のご購入と同時にしかお申し込みいただけません。
※Disneyあんしん保証パックへのご入会と同時の特典のご利用はできません。

災害用伝言板／災害用音声お届けサービス

お申し込み不要
通信料：無料

災害用伝言板

大規模災害発生時に、ディズニー・モバイルが提供する災害用伝言板へ安否情報をご登録いただけるサービスです。あらかじめ設定した家族や友人のメールアドレスに、安否情報が登録されたことを自動送信する機能もあります。

- ・被災状況によっては、災害用伝言板サービスをご利用いただけない場合があります。
- ・他携帯電話事業者が提供する災害用伝言板サービスへのアクセスには、パケット通信料がかかります。
- ・お知らせメール、My Disney Mobile、アプリからアクセスする最初のページにつきましては、パケット通信料がかかります。

災害用音声お届けサービス

大規模災害が発生し音声発信がつながりにくくなった時に、パケット通信により音声メッセージを送受信するサービスです。

- ・災害用音声お届けサービスのご利用にはDisneyベーシックパックへの加入が必要です。
- ・被災状況によっては、災害用音声お届けサービスをご利用いただけない場合があります。
- ・海外ローミング時は有料です。

【サービス内容】

対応機種	ディズニー・モバイル スマートフォン ※「安否情報の確認」は、インターネットを通じて他社携帯電話、パソコンなどから確認可能。
運用方法	震度6弱以上の地震など、大規模災害発生時に開設
アクセス方法	大規模災害発生時に、「災害用伝言板」アプリからアクセス、 またはブラウザを起動して、ブックマークの「My Disney Mobile」にアクセス
対応言語	日本語／英語

緊急速報メール［緊急地震速報＋津波警報＋災害・避難情報］

お申し込み不要
月額使用料：無料
（Disneyベーシックパック：不要）

気象庁が配信する「緊急地震速報」「津波警報」と、国・地方公共団体が配信する「災害・避難情報」を一斉配信いたします。受信した場合、対象エリアの対応ディズニー・モバイル携帯電話に対して、専用着信音、バイブレーション、画面表示でお知らせします。

【設定方法】緊急速報メールアプリ→メニュー→受信設定→利用する

気象庁の緊急地震速報とは、地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、最大震度5弱以上と推定した地震の際に、強い揺れ（震度4以上）が予測される地域を、可能な限りすばやく知らせる情報です。

※最新の情報はディズニー・モバイルホームページ（http://disneymobile.jp/s/）をご覧ください。

※記載の金額は、消費税抜きの価格です。

メールの種類

Eメール（MMS）

誰とでも！

・ディズニー・モバイル携帯電話同士やソフトバンク携帯電話とも、**電話番号**でカンタンにメール送受信。
・**Eメールアドレス**で**ディズニー・モバイル携帯電話**、**他社の携帯電話**や**パソコン**と送受信できる！
・**写メール**、**ムービー写メール**…多彩な装飾機能で、**気持ち**を伝えられる！
・**海外の携帯電話**とも、送受信できる！**（国際メール**→P38）
・**海外にいても**、送受信できる！**【世界対応ケータイ**→ディズニー・モバイルホームページ（http://dimb.jp/int/）】

※Eメールをご利用いただくには「Disneyベーシックパック」［月額使用料300円］へのお申し込みが必要です。
※メールアプリをダウンロードしてインストールする必要がある場合があります。

SMS

カンタン！

・140バイト（最大全角70文字相当）までのテキストメール送信。
・他社の携帯電話にも、電話番号でカンタンにメール送受信可能（お申し込み不要）。
・海外でも、そのままご利用可能。
・圏外または電源が入っていない時に受信したら、くり返しメッセージを配信！（リトライ機能）

Eメール（MMS）

送信する

Eメールアドレスと**電話番号***を、宛先や容量にあわせて自在に使い分けられます。

*宛先がディズニー・モバイルやソフトバンク携帯電話の場合

メールの宛先	Eメールアドレス	電話番号
ディズニー・モバイルやソフトバンク携帯電話	○	○
他社の携帯電話	○	×
パソコン	○	×
海外の携帯電話（国際Eメール）	×	○「世界対応ケータイサービスガイド」

受信する

大切なメールを確実に受信します。

受信設定

・自動受信　添付ファイルを含むメール全文を、操作いらずで簡単に受信。
・手動受信　差出人・件名・添付ファイル情報を受信し、必要なメールだけ続きを読み出し。

※初期設定は自動受信に設定されています。

My Disney Mobileから設定する

Eメールアドレスや迷惑メール対策など、お好みに応じて設定できます。
詳細はP33をご覧ください。

設定できる内容

・**メールアドレスの設定**
・**発信者名の設定**
受信側に表示される差出人の表示を設定。
・**サーバーメールボックス保存条件**
宛先が複数設定されたメールを受信した際、サーバーメールボックスへ保存するかしないかを設定。
・**迷惑メール対策**
受信拒否・許可／未承諾広告、なりすましメール拒否／URLリンクつきメール拒否／海外からの電話番号メール受信拒否

・Eメール（MMS）／SMSに必要なメール（アプリケーション）が携帯電話機にインストールされていない場合、Google Play™よりダウンロードいただくことができます。インストールの際は、インストールを実施する前にGoogle Play™内のアプリケーション概要ページに記載されているディベロッパーウェブページのリンクから当社ホームページにアクセスいただき、「ソフトウェア使用許諾契約書」をよくお読みの上、インストールの実施及び、アプリケーションをご利用ください。

※最新の情報はディズニー・モバイルホームページ（http://disneymobile.jp/s/）**をご覧ください。**

※記載の金額は、消費税抜きの価格です。

Google Play™

Google Play とは

Google Play は、Google Inc. が提供するコンテンツ配信サービスです。利用したいAndroid™ アプリケーションや映画などのコンテンツをダウンロードして楽しむことができます。

ホーム画面上、または
「menu」
→「すべてのアプリケーション」
→「Playストア」の
アイコンをタップ

Google Play
トップページ

Google™ アカウント取得方法

Google Play を利用するには、「Google アカウント」の取得が必須となります。

Google アカウント設定

スマートフォン初回起動時、
またはGoogle Play
初回起動時、
ホーム画面上「menu」
→「設定」
→「アカウントと同期」
→「アカウントを追加」
→「Google」

作成をタップ

登録する氏名と希望のメールアドレスを入力

希望するパスワード
(8文字以上)を入力

秘密の質問とその答え、
既にお持ちのメールアドレス
を入力

※画面はイメージです。内容は変更となる場合がありますので、予めご了承ください。
※Google 、Google Play 、Google Play ロゴ はGoogle Inc. の商標です。

ウェブ料金

月額使用料（Disneyベーシックパック）：
300円

●パケット通信料：情報量に応じてパケット通信料がかかります。
●情報料　　：有料アプリケーション、有料コンテンツをご利用の場合のみ。

※ウェブの通信料およびアプリケーション、コンテンツをダウンロードする際の通信料は、送受信されたデータ量に応じて課金するパケット通信方式を採用しています。※情報画面表示や、ダウンロードおよびネットワーク接続の際に、送受信したデータ量に応じたパケット通信料がかかります。※エラーメッセージにもパケット通信料がかかります。※アプリケーション、コンテンツの表示には、画面に表示されている文字数以上のデータがやりとりされていますので、実際の画面上の文字通りのパケット数とは異なります。※アプリケーション、コンテンツによりダウンロードサイズは異なります。ダウンロードのデータ量には通信で必要なデータが含まれる場合があります。※アプリケーション、コンテンツのダウンロードを中止した場合、ダウンロード途中までの通信料が課金されます。また、途中までダウンロードしたファイルは破棄されます。ネットワーク接続型のアプリケーション、コンテンツは必要に応じてネットワークに接続するので、パケット通信料がかかります。※情報料はアプリケーション、コンテンツによって異なります。またアプリケーション、コンテンツによっては、コンテンツパートナー（情報提供企業）に代わって、当社が通常のご利用料金に併せてご請求します。※海外ではパケット通信の料金体系が異なります。詳しくはディズニー・モバイルホームページ（http://dimb.jp/int/）をご覧ください。※ストリーミングご利用中に一時停止した場合でも通信は継続されますのでパケット通信料がかかります。

安心・簡単・便利にお支払い！ ソフトバンクまとめて支払い

アプリケーションやコンテンツなどの購入代金を
月々のケータイ料金と一緒に支払える！

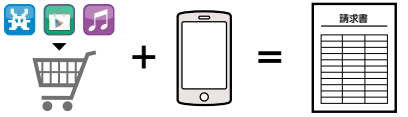

¥ 購入した商品代金　＋　¥ ケータイご利用料金　＝　いつもの請求書1枚に！

●クレジットカード番号などの面倒な入力は必要なし。
●ご利用履歴はMy Disney Mobileからいつでも確認OK。
●使いすぎを防止する機能も充実。

●お客さまが「ソフトバンクまとめて支払い」をご利用いただくにあたり、1ヵ月間あたりのご利用可能額を設定しております。詳細はホームページをご確認ください。
●Google Play でのご購入は「SoftBank利用料金と一緒に支払い」をご選択いただいた場合です。

※最新の情報はディズニー・モバイルホームページ（http://disneymobile.jp/s/）をご覧ください。

※記載の金額は、消費税抜きの価格です。

留守番電話

録音した応答メッセージを流したり、不在案内のメッセージを流せます

※ご利用には、別途ディズニー・モバイル携帯電話にかけた通話料がかかります。

● 留守番電話（無料）

お申し込み不要　月額使用料：無料

3分までの1メッセージを、30件まで／72時間、お預かりします。

※「留守番電話プラス」非加入の方は、留守番電話（無料）のサービスをご利用いただけます。

● 留守番電話プラス

お申し込み必要　月額使用料：300円

3分までの1メッセージを、100件まで／1週間、お預かりします。

※設定を解除しても、「留守番電話（無料）」はご利用いただけます。

※保存期間を過ぎると、メッセージは自動的に削除されます。※留守番電話サービスセンターで保存しているメッセージの数や状態により、ガイダンスの内容が異なります。なお、ガイダンスは予告なく変更する場合があります。※留守番電話サービスセンターで保存しているメッセージは、事故や障害などにより消えることがあります。メッセージはなるべく早くお聞きになり、大事な用件などは必ずメモをお取りください。※一般電話から操作する場合は、必ずプッシュ信号の送出できる電話機で操作してください。※「留守番電話プラス」は、My Disney Mobileからもお申し込みいただけます。※本内容は2013年12月31日現在のものです。

ボイスメッセージ

留守番電話サービスセンターでお預かりしたメッセージを音声ファイルとして、ディズニー・モバイル スマートフォンに自動配信します。

新着メッセージのお知らせ。
（待ち受け画面）

▼

リスト表示から
メッセージを選択・再生。
（ボイスメッセージ画面）

ボイスメッセージをご利用いただくには、専用アプリケーションのインストールが必要です。
http://disneymobile.jp/product/service/sp_voice2

ボイスメッセージの配信には通信料がかかります。

応答メッセージを設定する

初期設定では、システム音声の応答メッセージが流せます。

システム音声を設定

通話料がかかります

- 1 4 1 6 留守番電話サービスセンター
- 2 サービス設定変更
- 2 応答メッセージの設定
- 1 システムメッセージに設定

オリジナル応答メッセージを録音

通話料がかかります

- 1 4 1 6 留守番電話サービスセンター
- 2 サービス設定変更
- 3 オリジナル応答メッセージの録音・消去・再生
- 3 オリジナル応答メッセージの録音
- オリジナル応答メッセージを録音／最後に #

不在案内の設定

※不在案内設定をすると、伝言メッセージはお預かりしません。

不在案内の応答メッセージを流します。

不在案内メッセージの録音

通話料がかかります

- 1 4 1 6 留守番電話サービスセンター
- 2 サービス設定変更
- 4 不在案内の録音・消去・再生
- 3 不在案内メッセージの録音
- 不在案内メッセージを録音／最後に #

※最新の情報はディズニー・モバイルホームページ（http://disneymobile.jp/s/）をご覧ください。

※記載の金額は、消費税抜きの価格です。

留守番電話

不在案内の設定

不在案内から応答メッセージへ変更

通話料がかかります

- 1 4 1 6 留守番電話サービスセンター
- 2 サービス設定変更
- 2 応答メッセージの設定
- 1 システム応答メッセージに設定 または 2 オリジナル応答メッセージ

留守番電話の設定／解除

携帯電話から

無料

- 1 4 0 6

一般電話から※

無料

- 0 9 0 - 6 6 5 - 1 4 0 6
- ご自分の携帯電話番号／最後に #
- ご契約時の4桁の暗証番号／最後に #

- 4 3 1 着信→呼び出して応答がなければ→「留守番電話サービスセンター」
- 4 3 2 着信→呼び出さずに→「留守番電話サービスセンター」
- 4 0 0 解除
- # を押す

※必ずプッシュ信号の送出できる電話機で操作してください。

発着信規制

お申し込み不要

月額使用料：無料

・音声通話、SMS、64Kデジタルデータ通信などの発信や、着信利用を制限できます。
・規制の「設定」「解除」「確認」が行え、着信規制時にかけてきた相手にはガイダンスで知らせます。

規制できる発信操作

全発信規制	緊急電話を除く、すべての発信を規制
国際発信全規制	日本からの国際電話を規制 なお海外でのご利用時は、滞在国内の通話が可能です。
国際発信規制	日本からの国際電話を規制 なお海外でのご利用時は、滞在国内と日本向けの通話が可能です。

規制できる着信操作

全着信規制	すべての着信を規制
国際着信規制	海外でのすべての着信を規制

・設定には、ご契約時に決めていただいた4桁の暗証番号が必要です。
・発着信規制の暗証番号は、携帯電話機で変更が可能ですが、入力を3度間違えると発着信規制の設定変更ができなくなります。この場合、発着信規制暗証番号とご契約時の4桁の暗証番号の両方の変更が必要となりますので、暗証番号はお忘れにならないようご注意ください。
・留守番電話、転送電話をONに設定している場合、発信規制や着信規制をしていても電話の発信・着信は規制されませんのでご注意ください。

※最新の情報はディズニー・モバイルホームページ（http://disneymobile.jp/s/）をご覧ください。

転送電話

お申し込み不要
月額使用料：無料

お客さまのディズニー・モバイル携帯電話にかかってきた電話を、あらかじめ指定した他の携帯電話、一般加入電話、PHS、ポケットベル（020で始まるポケットベルは除く）へ転送できます。

設定方法

0 9 0 - 6 6 5 - 1 4 0 6 ▼
お持ちの携帯電話番号／最後に # ▼
ご契約時の4桁の暗証番号／最後に # ▼
4 4 1 呼び出してから転送　4 4 2 呼び出さずに転送　4 0 0 解除 ▼
を押す ▼
1 →　転送先の電話番号　→ # ▼
1 音声の転送　　2 データ通信の転送 ▼
呼び出し時間の設定　1 ～5秒　2 ～10秒　3 ～15秒　4 ～20秒　5 ～25秒　6 ～30秒 ▼
を押して登録完了 ▼

・転送電話と留守番電話は同時にセットできません。
・国際電話には転送できません。
・転送電話ご契約者のディズニー・モバイル携帯電話から転送先の電話までの通話料は、転送電話のご契約者に請求されます。

ナンバーブロック

お申し込み必要
月額使用料：100円

いたずら・迷惑電話などをブロック！

・登録した電話番号（最大20件）を自動的につなぎません。
・携帯電話・PHS・一般加入電話・公衆電話の番号を登録。

ブロックする電話番号を前もって登録しておく

1 4 4 をダイヤル ▶ 2 を押す ▶
お断りアナウンスを 1 ～ 9 の中から選択 ▶
を押して登録完了

電話を受けた直後にその番号を登録する

電話を切る ▶ 1 4 4 をダイヤル ▶ 1 を押す ▶
お断りアナウンスを 1 ～ 9 の中から選択 ▶
を押して登録完了

設定を解除する

1 4 4 をダイヤル ▶
3 いちばん最近の登録番号を解除　4 任意の登録番号を解除　5 すべての登録番号を解除 ▶
を押して解除完了 ▶ 続けて解除操作をする場合は 0 を押す

・ナンバーブロック電話の登録・解除には通話料はかかりません。
・公衆電話を登録する場合、その公衆電話の固有の電話番号が登録されます。
・110、119、118は登録できません。
・一部国際電話に登録できないものがあります。
・ナンバーブロックは、音声通話にのみ対応します。SMS、Eメールには対応していません。

※最新の情報はディズニー・モバイルホームページ（http://disneymobile.jp/s/）をご覧ください。

※記載の金額は、消費税抜きの価格です。

料金のお支払い

お支払いスケジュール

A 毎月10日締切 → 翌々月6日払い

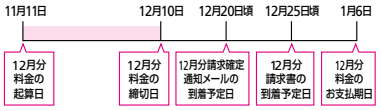

起算日	締切日	請求確定通知メールの到着予定日	請求書の到着予定日	お支払い期日
11日	翌月10日	翌月20日頃	翌月25日頃	翌々月6日

B 毎月20日締切 → 翌々月16日払い

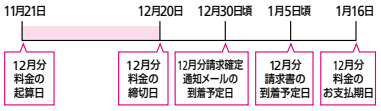

起算日	締切日	請求確定通知メールの到着予定日	請求書の到着予定日	お支払い期日
21日	翌月20日	翌月30日頃	翌々月5日頃	翌々月16日

C 毎月末日締切 → 翌月26日払い

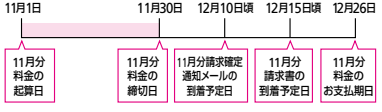

起算日	締切日	請求確定通知メールの到着予定日	請求書の到着予定日	お支払い期日
1日	月末	翌月10日頃	翌月15日頃	翌月26日

- A、B、Cのいずれかは、当社にて指定させていただきます。（ご契約の地域により異なります）
- お支払い日が金融機関の休業日の場合は翌営業日となります。

通話料明細書

お申し込み必要

月額使用料:100円 ※1回線につき

お申し込みいただくと、次の明細書がオンライン料金案内で照会可能となります。

- 通話料明細書
- パケット通信料明細書
- 世界対応ケータイの海外使用時の通話明細書
- ソフトバンク国際電話通話明細書
- 国際パケット通信料明細書

※パソコンからのみ、利用可能です。

料金をお支払いいただけない場合

- 携帯電話のご利用を停止いたします。
- さらにご入金の確認ができない場合、契約を解除させていただきます。

- 利用停止中も月額基本使用料などはかかります。
- 複数回線をご契約いただいている場合、そのうちの1台でもお支払いいただけないと、その他契約分の携帯電話のご利用も停止いたします。
- お支払い期日を経過したご利用料金につきましては、早急に当社指定口座へお振り込みいただきますようお願いいたします。

お支払期限までにご入金の確認がとれないお客さまには、請求書を発送させていただきます。その場合、当社規定に基づき「請求書発行手数料100円」、「払込処理手数料200円」および「延滞利息」を、翌月のご請求金額に合算して請求させていただきます。

※バーコード付き請求書→当社指定の**コンビニエンスストアでもお支払い可能！**

契約解除後に料金未払いがある場合

契約解除後に料金未払いがある場合、お客さまの情報を携帯電話・PHS事業者間で交換します。

交換の目的

- 料金未払い情報を契約申し込み受付時の加入審査に活用
- 料金未払いの再発を防止
- 利用者全体の公平性と利益を守る（料金未払いの状況によってはお申し込みをお受けできない場合があります）

対象となるお客さま

- 平成11年4月1日以降に契約解除となり、料金未払いのあるお客さま（料金が完済された場合は対象外となります）
- 他の携帯電話・PHS事業者に管理情報を通知することについては、契約約款の規定に基づく（既にご契約済みのお客さまについても同様といたします）

交換する情報の内容

お客さまに関する次の情報を交換いたします。
(1)氏名　(2)生年月日　(3)性別　(4)住所
(5)契約解除前の携帯電話・自動車電話・PHSの電話番号など
(6)連絡先電話番号　(7)料金未払いの状況

交換情報の管理・保護

情報を交換する事業者は、プライバシー保護のため、対象となるお客さまの情報について次の措置を講じています。
(1)交換した情報は、お客さまとの加入審査に利用することに限られており、その他の目的に利用することはいたしません。
(2)交換する情報については、お客さまが以前ご契約をされていた事業者のご相談窓口にお申し出をいただけば、ご本人であることを確認のうえ、開示いたします。
(3)交換する情報の内容が、事実と相違していることが判明した場合には、その情報を訂正または取り消します。
(4)事業者は、情報の漏えい・滅失・改ざんなどを防ぐため十分な安全対策を講じています。

交換の期間

契約解除後5年以内（期間経過後は自動的に抹消されます）

※お振り込みについての詳細はディズニー・モバイルカスタマーセンター（ディズニー・モバイル携帯電話→157:無料）へお問い合わせください。

※記載の金額は、消費税抜きの価格です。

請求内訳の見かた

※最新の情報はディズニー・モバイルホームページ（http://disneymobile.jp/s/）上の請求書ガイドをご覧ください。

お客さま加入台数　2台	❶		❷
ディズニーモバイル携帯電話番号	料金内訳	内訳金額（円）	税区分
❸	手数料 請求書発行手数料（100円）／払込処理手数料（200円）	300	合算
❹	手数料 請求書発行手数料（XX月分）	100	合算
	手数料 払込処理手数料（XX月分）	200	合算
❺	延滞利息	69	対象外
	延滞利息（割賦支払金）	69	対象外
090-XXXX-XXXX	小計	738	
❻	＊＊ ご契約期間　5年　8ヶ月 ＊＊		
❼	基本料　ホワイト　代表［　X月　X日～　X月　X日］	934	合算
❽	通話料　ホワイトプラン（D）	9,720	合算
❾	（当社携帯電話宛無料通話［1～21時］　2,772円［概算］）		
	割引　ホワイト家族24（D）　（20円　×　100%）	-20	合算
❿	定額料　パケットし放題（D）	4,200	合算
	定額料　Wホワイト（D）	934	合算
	割　引　Wホワイト（D）（9,720円　×　50%）	-4,860	合算
⓫	通信料　Eメール（MMS）@0.08円　14238Pkt	1,140	合算
	通信料　Eメール（MMS）（無料分）@0円　256Pkt	0	合算
	通信料　ウェブ@0.08円　998815Pkt	79,906	合算
⓬	通信料　メール（SMS）	3	合算
⓭	割　引　パケットし放題（D）　対象通信分　（81,046円　×　100%）	-81,046	合算
⓮	月額料　Disneyベーシックパック	300	合算
⓯	月額料　Disneyあんしん保証パック	475	合算
⓰	情報料　ソフトバンクまとめて支払い　ご利用分	1,000	内税
⓱	情報料　コンテンツ制作会社　提供分	210	合算
⓲	割　引　月月割（D）	-1,981	対象外
⓳	端末代　分割支払金／賦払金　（月額・税計算対象外）	2,080	合算
⓴	その他　ユニバーサルサービス料	3	合算
	小計	12,998	
090-XXXX-XXXX	＊＊ ご契約期間　1年　6ヶ月 ＊＊		
	小計	8,936	
	合計	22,672	
	㉑（内課税対象額）	23,515	
	消費税等	1,175	
	㉒ ご請求金額	23,847	

●上記イメージは、記載例です。

基本料・通話料に関連する内容　　メールやインターネットなどの通信料に関連する内容　　携帯電話機などの端末購入代金に関する内容

❶ ご請求締日はお客さまにより異なります。
❷「税区分」を表示いたしました。
　合算　…内訳金額を合計した上で、消費税を計算した項目です。／内税　…消費税額を含んだ料金項目です。
　対象外…消費税の対象とならない項目です。
❸ 請求書発行手数料…お客さまへの請求書発行の料金です。
　払込処理手数料…コンビニエンスストア、各種金融機関、ソフトバンクショップ窓口にてお支払い（クレジットカード決済・口座引き落としの確認が取れない際に発行される請求書によるお支払いも含む）の場合の料金です。
❹ 口座引き落としの確認が取れない際に発行される請求書の請求書発行手数料と払込処理手数料です。
❺ 支払期日を経過してもなお支払いがない場合には延滞利息が請求されます。
　＜延滞利息計算式＞請求額 × 14.5%（分割支払金は6%）× 対象日数　÷365日（閏年は366日）
❻ 新規にご契約いただいてからの経過月数です。表記されている期間は、ご利用時点であり、請求書到着時点ではありません。
❼ ご契約いただいている料金プランとその月額料金です。「継続割引」や「年間割引」など、基本料金の割引サービスへご加入の場合は、ご加入の割引サービス名称と割引額をマイナス表記で記載します。
❽ ご契約いただいている料金プランと通話料です。
❾「ホワイトプラン（D）」でおトク（無料）になった通話料の概算金額です。
❿ パケットの定額サービスや「Wホワイト（D）」などの定額料です。一部を除き、月途中に加入・解約の場合でも、定額料の日割計算は行いません。
⓫ パケット通信料の内訳です。「Eメール」、「Eメール」（無料分）、「ウェブ」、「アクセスインターネット」などに分かれて記載されます。なお、「Eメール」（無料分）は、ディズニーモバイル携帯電話宛に送受信されたメールのご利用分です。
⓬ ショートメッセージサービス（SMS）送信料です。
⓭ 記載例の場合、「パケットし放題（D）」が適用となった合計金額になります。SMS、国際SMS、国際Eメール（MMS）、モバイルデータ通信（アクセスインターネット含む）および、通話料、TVコール通信料は定額サービス対象外です。
⓮「Eメール」「ウェブ」などをご利用いただくための月額料です。
⓯「Disneyあんしん保証パック」の月額料です。
⓰ 月々の携帯電話利用料金とまとめてお支払いいただけるサービスを利用して、デジタルコンテンツやSNS・ゲームのアイテムなどを購入した場合のコンテンツ情報料です。
⓱ ディズニーモバイル以外のコンテンツ（着うた®ダウンロードなど）のコンテンツ情報料です。
⓲ 月月割（D）の料金です。通話料などの電話料金を上限として割引されます。
⓳ 割賦契約でご購入いただいた携帯電話の分割支払金です。
⓴ ユニバーサルサービスの確保に必要な費用としてお客さまにご負担いただく料金です。
㉑ 記載例の場合、税区分の内税と対象外の項目を除いて計算した金額になります。
㉒ ご利用合計金額および消費税額などを合計したものです。実際にお客さまへご請求させていただく料金となります。

契約内容の変更

※1：ソフトバンクショップでの変更は、一部の店舗のみのお取り扱いとなる場合があります。お取り扱いショップについては、ディズニー・モバイルカスタマーセンター（ディズニー・モバイル携帯電話→157：無料）までお問い合わせください。
※2：詳しくは店頭にてクルーまでお問い合わせください。
※3：電話料金のお支払いに口座振替をご利用の場合。

	手数料	お取り扱い窓口			ご用意いただくもの					備考
		ソフトバンクショップ※1	ディズニー・モバイルカスタマーセンター157	ケータイからMy Disney Mobile（→P33-34）	本人確認書類※2	その他書類	印鑑（法人名義でご契約の場合は法人印）	金融機関届出印と口座番号の控え※3	ご利用中の携帯電話、USIMカード	
各種定額・割引サービスのお申し込み／料金プランの変更	無料	●	●	●	●	−	●	−	−	・お申し込みいただいた翌請求月からの変更となります。
家族向け割引サービスのお申し込み	無料	●	−	−	●（ご契約者様）	●ご家族確認書類※2	●	−	−	・お申し込みいただいた翌請求月からの変更となります。 ・既にご加入済の家族割引に追加する場合は、家族割引ご契約者の登録情報と照合いたします。 ・同姓で異住所の場合は遠隔地保険証が必要です（主回線ご契約者が同一保険証に記載されていること）。 ・当社基準により、家族向け割引サービスにご加入いただけない場合があります。
料金一括請求	無料	●	−	−	●	−	●	−	−	・お申し込みいただいた翌請求月からの変更となります。 ・個人契約の異名義回線を一括請求される場合は、家族割引に加入されていることが条件となります。
機種変更	2,000円	●	−	−	●	−	●	−	−	・手数料は、毎月のご利用料金とあわせてご請求させていただきます。 ・別途、携帯電話機本体の購入代金がかかります。
暗証番号を変更する 【ご契約時の暗証番号を　→　別の暗証番号に変更】	無料	●	−	●	●	−	●	−	−	・変更時、毎月のお支払いに未払い分があると受付できない場合があります。
契約の変更 【3G　⟷　4G LTE/4Gへの変更】	3,000円	●	−	−	●	−	●	−	●	・手数料は、毎月のご利用料金とあわせてご請求させていただきます。 ・契約変更時、毎月のお支払いに未払い分があると受付できませんのでご注意ください。 ・契約変更の内容により、USIMカードのご返却をお願いする場合があります。
住所変更の手続き 【引越をしたら　→　ディズニー・モバイルへの手続きもお忘れなく！】	無料	●	●	●	●	●新住所が確認できる書類 【個人】住民票／運転免許証／健康保険証／パスポート／外国人登録証など 【法人】登記簿謄本など	●	−	−	
名義変更（氏名／会社名）	無料	●	−	−	●	●改姓・改名を証明できる書類 【個人】住民票／運転免許証／健康保険証／パスポート／外国人登録証など 【法人】登記簿謄本など＋ご来店者様の名刺、社員証など＋ご来店者様の本人確認書類	●	●	−	

※記載の金額は、消費税抜きの価格です。

契約内容の変更

※1：ソフトバンクショップでの変更は、一部の店舗のみのお取り扱いとなる場合があります。お取り扱いショップについては、ディズニー・モバイルカスタマーセンター（ディズニー・モバイル携帯電話→157：無料）までお問い合わせください。
※2：詳しくは店頭にてクルーまでお問い合わせください。
※3：電話料金のお支払いに口座振替をご利用の場合。

	手数料	お取り扱い窓口			ご用意いただくもの					備考
		ソフトバンクショップ※1	ディズニー・モバイルカスタマーセンター157	ケータイからMy Disney Mobile（→P33-34）	本人確認書類※2	その他書類	印鑑（法人名義でご契約の場合は法人印）	金融機関届出印と口座番号の控え※3	ご利用中の携帯電話、USIMカード	
譲渡 【友人間での譲渡や、会社設立登記中の個人から法人への名義変更など】	1,800円	●	–	–	●	–	●	● 譲られる方のみ	–	・手数料は譲り受けられる方へ、毎月のご利用料金とあわせてご請求させていただきます。 ・当社の承認が必要となります。 ・譲渡承認日は受付日の翌日となります。 ・譲渡承認日を境に、譲渡者・譲受者へそれぞれ請求されます。 ・料金プランを変更される場合、翌請求月より変更となります。 ・譲渡者または譲受者に料金の未払いがある場合には承認できません。 ・譲渡承認後の携帯電話機、USIMカードのお引渡しについては、当事者間で行ってください。 ・譲受者は、譲渡者の権利義務一切を引き継ぐこととなります。
利用権の承継 【相続や、法人の合併などにより、利用権の名義を引き継ぐ場合】	無料	●	–	–	●	● 【個人：相続の場合】 死亡が証明できる書類 →除票／死亡診断書／埋葬許可書など 【法人：合併の場合】 合併が証明できる書類 →登記簿謄本／新聞記事など	●	●	–	・承継完了月より、承継される方にすべての電話料金をご請求させていただきます。 ・旧契約者に料金の未払いがある場合は、承継される方に引き継いでいただきます。
解約	無料	●	–	–	●	● 【契約者死亡の場合】 死亡が証明できる書類 →代理人本人確認書類／除籍の住民票／死亡診断書／埋葬許可書など	●	–	●	・解約の場合のお支払いについて 毎月の料金の未請求分は、毎月のご利用料金とあわせてご請求させていただきます。 ・解約日はお申し込み日の当日となります。 ・解約手続きをされた場合、USIMカードはご返却願います。 ・家族向け割引サービスは、解約された当日まで適用されます。なお、月額使用料は発生しません。
オプションサービスの追加・変更	無料	●	●	●	●	–	●	–	–	・オプションサービスの月額使用料【1回線当たり】 スマートフォン基本パック（D）／Disneyあんしん保証パック　各500円 留守番電話プラス　300円 割込通話／グループ通話　各200円 ナンバーブロック／通話料明細書　各100円 ※通話料明細書は郵送手続きが必要です。解約の場合のみ、My Disney Mobileから手続きができます。 ・オプションサービスの変更は、お申し込み日より日割り計算でご請求させていただきます。
請求書送付先の変更	無料	●	●	–	●	–	●	–	–	・請求書送付先としてご指定いただけるのは、以下の通りです。 個人…ご自宅または勤務先（第三者宛への郵送はできません） 法人…支店、営業所など、同一法人内の事業所

※記載の金額は、消費税抜きの価格です。

故障・事故、盗難・紛失

お買い上げの携帯電話機の故障・事故

●お取り扱い窓口 ソフトバンクショップ(店頭にて不具合を診断いたします)

ご用意いただくもの

・ご利用中の携帯電話機、USIMカード ・保証書 ※保証書がない場合、保証期間内であっても保証の対象外となることがあります。

費用

・ご購入後1年以内(『保証サービス』適用期間内)
・お取り扱いに過失がなく、機器自体に原因がある不具合(＝故障) ▶ 無償

・ご購入後1年経過後の故障
・お取り扱いになんらかの過失があり、それが原因で発生した不具合(＝事故) ▶ 実費

★万一の場合に備えた保証サービス、「Disneyあんしん保証パック」をご利用ください！ ※一部の機種は対象外。

オンライン修理受付

ご自宅のパソコンから修理のお申し込みが24時間できる、オンライン修理受付を開始しました。
My Disney Mobileまたは「オンライン修理受付」サイト(http://u.softbank.jp/1e3m58f)からお申し込みいただけます。

USIMカードを交換する

●お取り扱い窓口 ソフトバンクショップ

ご用意いただくもの

・ご利用中の携帯電話機、USIMカード ・本人確認書類(事故時および盗難・紛失による再発行の場合)
・印鑑(法人名義でご契約の場合は法人印) ※中国地域では、「本人確認書類」「印鑑」は不要です。

費用

①故障による交換
・お取り扱いに過失がなく、USIMカード自体に原因がある不具合(＝故障) ▶ 無償
・お取り扱いになんらかの過失があり、それが原因で発生した不具合(＝事故) ▶ 再発行(有償)

②盗難・紛失時の再発行 ▶ 再発行(有償)

USIMカード再発行手数料：1,900円…毎月のご利用料金と併せてご請求させていただきます。

付属品の故障・事故

●お取り扱い窓口 ソフトバンクショップ

ご用意いただくもの

・ご利用中の携帯電話機 ・不具合の生じた付属品
・保証書 ※保証書がない場合、保証期間内であっても保証の対象外となることがあります。

費用(対応)

①各種充電器
・ご購入後1年以内(『保証サービス』適用期間内)
・お取り扱いに過失がなく、機器自体に原因がある不具合(＝故障) ▶ 無償

・ご購入後1年経過後の故障
・お取り扱いになんらかの過失があり、それが原因で発生した不具合(＝事故) ▶ 新品ご購入

②アンテナ破損
・お取り扱いになんらかの過失があり、それが原因で発生した不具合(＝事故) ▶ 実費

・店頭で軽修理をいたします。 ・1,000円を店頭にて、直接お支払いください。
・機種によっては店頭でのアンテナ交換ができない場合があります。
・アンテナが内蔵されている機種については、有償修理対応となります。

③その他の各種付属品 ▶ 新品ご購入

盗難にあった／紛失した

緊急利用停止手続き(電話連絡)
…USIMカード(回線)の利用をストップ ▶ ソフトバンクショップにて所定の手続き

緊急利用停止手続き

・ディズニー・モバイル携帯電話から→113(無料) ・海外から→+81-92-687-0025(有料)
・その他の電話から→0800-919-0113(フリーコール)

水濡れメモリーデータ復旧サポート

「水濡れ」で電源が入らなくなった携帯電話のメモリーデータを復旧し、次にご利用の携帯電話(データ回復用の携帯電話)へ移行できるようになりました！ http://u.softbank.jp/KB9A8O

※最新の情報はディズニー・モバイルホームページ(http://disneymobile.jp/s/)をご覧ください。

※記載の金額は、消費税抜きの価格です。

My Disney Mobile［マイ ディズニー・モバイル］

登録無料

「My Disney Mobile」とは

My Disney Mobileは、メールアドレスやパスワードの設定・変更、ご利用プランの変更や月々のご請求額の確認などがウェブ上でできる、自分専用のページです。

※ご利用料金の確認、料金プラン変更などは、法人契約の方はご利用いただけません。

- 自分専用のページでいろいろ設定！
- 登録は無料！

ご登録手順

1 ブラウザを起動して、ブックマークから「My Disney Mobile」にアクセス

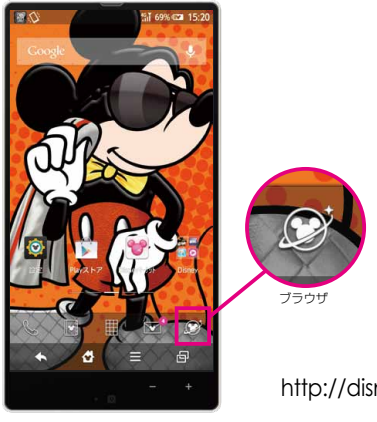

http://disneymobile.jp/s/

2 ログイン→新規登録

ログイン画面→
「初めてお使いの方
パスワードを忘れた方」をタップ

3 パスワード確認

携帯電話番号と、ご契約時に登録いただいた4桁の暗証番号を入力し、
「パスワードを確認する」をタップ

「My Disney Mobileパスワード」がSMSで送信されます。
SMSに記載されているURLをタップし、利用規約に同意いただけば登録完了

ご契約時の4桁の暗証番号が分からない場合は…
お申し込み書類（控）をご確認いただくか、ご契約者ご本人さまがディズニー・モバイルカスタマーセンター（スマートフォンから157・無料）へご連絡ください。

※My Disney MobileはCookieを利用します。
※画面はイメージです。

Disneyマーケット

ディズニー・モバイル スマートフォンの専用マーケットアプリです

Disney マーケットアプリの
アイコンをタップ

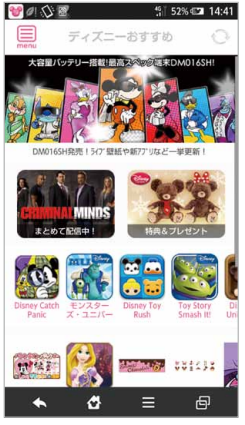

1 Disneyがおすすめするアプリや、着うた・My絵文字などのコンテンツのダウンロードがこちらで出来ます。もちろん全て無料で楽しめます。ディズニー・モバイルのお客様は、ディズニー公式スマートフォンメンバー（月額利用料300円）・個別課金コンテンツ*を無料でご利用いただけます。

*一部コンテンツを除く

2 コンテンツ以外にも、ディズニーの情報を配信。
例えば、ディズニー・モバイルの限定特典やお得なキャンペーンを紹介、様々な楽しい情報が掲載されます。

※記載の金額は、消費税抜きの価格です。

※画像は全てイメージです。
※対応機種でご覧いただけます。
※利用にはグーグルアカウントの登録が必要となります。
※別途通信料がかかります。

国際サービス

日本から海外にメールや電話をしたり、
日本でご利用のディズニー・モバイル携帯電話を海外で使うことができます。

日本から海外にかける／送る

お申し込み不要
月額使用料：無料

国際電話

日本国内から海外契約の電話へ電話をかける。

国際電話／TVコール*1のかけ方

※日本から海外にいるディズニー・モバイル携帯電話または日本契約の携帯電話への発信は、日本国内でのご利用方法と同じです。

＋ または 0 1 0 ▶ 国番号 ▶ 相手先電話番号*2 ▶ 発信

「＋」「010」以外にも、「0046」（ソフトバンクの事業者識別番号）＋「010」＋「国番号」＋「相手先番号」の順にダイヤルしてもご利用いただけます。

＊1 相手先が3G（W-CDMA）の標準規格に準拠したTVコール機能のある携帯電話機で、3G（W-CDMA）ネットワークに接続している必要があります。
＊2 相手先電話番号が「0」で始まる場合には、最初の「0」を除いてください（イタリアの一般電話にかける場合は「0」が必要です）。

国際メール

日本国内から海外事業者の携帯電話にメールする。

国際SMS／国際Eメールの送り方

宛先欄に ▶ ＋ ▶ 国番号 ▶ 相手先携帯電話番号*3 ▶ 送信

＊3 相手先の携帯電話番号が「0」で始まる場合に、最初の「0」を除いて入力。

・国際SMSと国際Eメールとでは、送受信可能な海外の携帯電話事業者はそれぞれ異なります。
・受信側の携帯電話機により正しく表示・再生されない場合があります。

国際電話／国際メールは、お客さまがご加入されている料金プランおよび無料通信・各種定額（パケットし放題（D）などの定額サービスを含む）・割引サービス（月月割（D）の「指定割引」を除く）の対象外となります。

※最新の情報はディズニー・モバイルホームページ（http://disneymobile.jp/s/）をご覧ください。

海外でつかう（世界対応ケータイサービス）

世界対応ケータイとは？

世界対応ケータイとは、日本国内でご利用のディズニー・モバイル スマートフォンを、同じ電話番号・メールアドレスで、カンタンに海外でご利用いただけるサービスです。

海外で利用できるネットワークの種類

GSM 世界で最も多く利用されているデジタル方式の第2世代移動通信ネットワークです。
音声、SMS、Eメール／ウェブがご利用いただけます。

※Eメール／ウェブは一部、ご利用いただけない地域があります。　※GSMネットワークは日本国内では提供されておりません。

3G 主に日本やヨーロッパ、韓国などで採用されている第3世代移動通信ネットワークです。
音声、SMS、Eメール／ウェブ、さらにTVコールがご利用いただけます。

※Eメール／ウェブ／TVコールは一部、ご利用いただけない地域があります。

LTE 海外でも高速通信がご利用いただけます。エリアは順次拡大中です。

※通話/SMSをご利用の場合は、自動的に3Gネットワークに切り替わります。

●各種サービスについて、国や地域によりご利用できない場合があります。
●機種によっては、海外でご利用いただけない場合がございます。
●着信番号が正しく表示されない場合があります。

！ 国内とご利用料金が異なります。

海外でのご利用分（通話、SMS、Eメール（MMS）、ウェブ）※、国際SMS、国際Eメール（MMS）、およびSMSは、国内のパケット定額サービスの定額の対象外となります。

※特定の国・地域の海外通信事業者をご利用の場合、海外でのご利用分（Eメール（MMS）、ウェブ）は、「海外パケットし放題」の対象となります。

ディズニー・モバイルホームページ　※下記URLより、最新の情報がご覧いただけます。

http://dimb.jp/int/

国際サービスに関する詳細を英語でご確認されたい場合は、ソフトバンクホームページ（http://mb.softbank.jp/en/global_services/）をご覧ください。

海外での設定

■海外の通信事業者の設定

渡航先では自動的に通信事業者に接続します。海外パケットし放題（D）のご利用や、特定の通信事業者を利用したいときは、手動での選択を行ってください。

●ネットワークモードと海外の通信事業者の設定方法（例）

設定 ▶ その他の設定 ▶ ネットワーク設定 ▶

モバイルネットワーク ▶ データローミング をオン

※設定方法は機種によって異なります。

海外での盗難・紛失の際や、各種お問い合わせはこちらへ

ソフトバンクモバイル国際コールセンター

滞在国から **+81-92-687-0025**（有料・ディズニー・モバイル携帯電話からは無料）

24時間／無休（PUKコードのご案内時間：9:00～20:00［日本時間］）

海外の固定電話からの発信は、「+」の代わりに国際電話アクセス番号を入力してください。

必読！ 海外でのご利用にあたってのご注意

■世界対応ケータイのご利用にはお申し込みが必要です

通常は、ご契約時にあわせてお申し込みされています。お申し込みをされていない場合も、簡単にお申し込みいただけます。詳細はディズニー・モバイルホームページ（→P39）、My Disney Mobileをご確認ください。

■盗難・紛失時の、第三者の不正利用を防ぐために

Check 1 USIMカードについてのご注意

料金ご請求の基となる、大切なICチップです。

USIMカードを第三者に利用された場合、利用料金はお客さまのご負担となってしまいます。盗難・紛失の際には速やかにソフトバンクモバイル国際コールセンター（→P40）へご連絡ください。USIMカードの詳細は、ディズニー・モバイルホームページ（→P39）をご確認ください。

Check 2 PINコードの設定について

PINコードの入力設定もお忘れなく！

第三者の利用を防ぐため、USIMカードにPINコードの設定を行うことにより電源立ち上げ時にロックがかかります。設定したPINコードを入力し解除することで、本人確認が可能です。

※PINコードを3回連続して間違えて入力した場合、PINロックがかかります。PINロック解除コード（PUKコード）を入力することで解除されます。PUKコードについては、ソフトバンクモバイル国際コールセンター（→P40）にお問い合わせください。日本国内からは、ディズニー・モバイルカスタマーセンター（ディズニー・モバイル携帯電話から157：無料）へお問い合わせください。

●PINコードの設定方法（例） ※設定方法は、機種によって異なります。

設定 ▶ その他の設定 ▶ ロックとセキュリティ ▶ USIMカードロック設定

■海外での通話料・通信料についてのご注意

●滞在国での通信料金は日本国内ご利用分と合算して請求されます。毎月のご利用金額が当社の定める一定額を超えますと、月の途中でも随時ご請求させていただく場合があります。
●滞在先での通話料・通信料は、請求が遅れる場合や同一日のご利用であっても別々の月に請求される場合があります。
●世界対応ケータイ通話明細に記載される相手先電話番号は、お客さまが実際にダイヤルされた番号の桁数と一致しない場合があります。
●ご利用の通信料・通話料には消費税相当額は加算されません。

■サービスについてのご注意

●海外の通信事業者など当社以外の第三者の責めに帰すべき事由により、本サービスを利用できなかった場合、お客さまが被った被害については、当社では一切の責任を負いかねます。また、海外の通信事業者が独自に提供するサービスについては、当社は一切の責任を負いかねます。
●海外の通信事業者の事情によりご利用になれないサービスもあります。
●海外での緊急通報については、ネットワークや携帯電話の設定などによりつながらない場合があります。

■その他のご注意

●ご利用にあたっては、「スマートフォン サービスガイド」に掲載されている世界対応ケータイにかかわる3G／4G通信サービス契約約款（抜粋）を必ずお読みください。当約款に違反する行為が認められた場合、契約が解除される場合があります。
●機内ケータイサービスは、公海、航空機内の携帯電話の使用を許可する国と地域の上空でのみ、ご利用いただけます。また、航空機が地上に滞在時、離着陸時はご利用いただけません。
●船内ケータイサービスは、公海、外国船籍の船舶上でのみ、ご利用いただけます。日本の領海、日本船籍の船舶上ではご利用いただけません。
●海外で携帯電話が故障した場合、現地でのサポートはいたしかねます。日本帰国後に対応させていただきます。
●ディズニー・モバイル スマートフォンは、当社USIMカード以外ではご利用いただけません。またディズニー・モバイル スマートフォン以外の携帯電話と、USIMカードの整合性につきましては、当社では一切の保証をいたしかねます。
●USIMカードに記録されている電話番号を、海外専用電話機などで編集すると、その後、ディズニー・モバイル スマートフォンでご利用時に、USIMカード上の電話帳を正しく読み取れない場合があります。
●渡航先の通信業者によっては、本サービスがご利用可能なエリアとしてGSMネットワークのみが正式に提供されている場合であっても、3G（W-CDMA）ネットワークのサービスがご利用いただくことができる場合があります。その際もご利用されたサービスに応じて通信事業者ごとに設定されている通話料・通信料が発生します。

ディズニー・モバイル3G通信サービス契約約款（抜粋）

■約款の変更
1　当社は、ディズニー・モバイル3G通信サービス契約約款（料金表を含みます。以下「この約款」といいます。）を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後のディズニー・モバイル3G通信サービス契約約款によります。
2　当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第2条の2の2第5項第3号に規定する変更を行う場合、当社のホームページに掲示する方法、文字メッセージ（メッセージ通信モードにより送受信されるメッセージをいいます。以下同じとします。）を配信する方法又は当社が適当であると判断する方法により説明します。

■3G通信サービス契約申込みの承諾
1　当社は、3G通信サービス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
2　当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないとき又は当社の業務の遂行上支障があるときは、その申込みの承諾を延期することがあります。
3　当社は、前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、その申込みを承諾しないことがあります。
（1）契約者回線を設定し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
（2）3G通信サービス契約の申込みをした者が3G通信サービス等の料金その他の債務（この約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）又は当社若しくはソフトバンクと契約を締結している他の電気通信サービスに関する料金その他の債務（その契約約款及び料金表に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
（3）3G通信サービス契約の申込みをした者が3G通信サービス又は当社若しくはソフトバンクと契約を締結している他の電気通信サービスの利用において＜利用に係る契約者の義務＞の規定に現に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
（4）【3G通信サービス契約申込の方法】で規定する当社所定の申込書の提出（電磁的方法による提出を含みます。）若しくは当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものの提出又は送信がなかったとき、又はそれらに虚偽若しくは事実に反する記載があることが判明したとき。
（5）3G通信サービス契約の申込みをした者について、本人確認（契約者情報（氏名、住所、生年月日等の契約者を特定する情報をいいます。以下同じとします。）の確認を行うことをいいます。以下同じとします。）ができないとき。
（6）その他当社が業務の遂行上支障があるとき。

■契約者識別番号
1　3G通信サービスの契約者識別番号は、当社が定めます。
2　当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、3G通信サービスの契約者識別番号を変更することがあります。

■3G通信サービス利用権の譲渡
1　3G通信サービス利用権（契約者が、3G通信サービス契約に基づいて3G通信サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。
2　3G通信サービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面によりサービス取扱所に請求していただきます。
ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。
3　前項の規定により3G通信サービス利用権の譲渡の承認を受けようとする者は、当社が当社所定の書面の記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものを提出していただきます。
4　当社は、第2項の規定により3G通信サービス利用権の譲渡の承認を求められたときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。
（1）3G通信サービス利用権を譲渡しようとする3G通信サービス契約者又はその3G通信サービス利用権を譲り受けようとする者が3G通信サービス等の料金その他の債務又は当社若しくはソフトバンクと契約を締結している他の電気通信サービスに関する料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
（2）3G通信サービス利用権を譲渡しようとする3G通信サービス契約者又はその3G通信サービス利用権を譲り受けようとする者が＜利用に係る契約者の義務＞の規定に違反しているとき又は違反する恐れがあるとき。
（3）第3項で規定する当社所定の書面若しくは当社が当社所定の書面の記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものの提出がなかった場合、又はそれらに虚偽若しくは事実に反する記載があることが判明したとき。
（4）3G通信サービス利用権を譲り受けようとする者について、本人確認ができないとき。
（5）その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

■3G通信サービス契約者の地位の承継
1　相続又は法人の合併若しくは会社分割により3G通信サービス契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは会社分割により設立された法人若しくは会社分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて速やかにサービス取扱所に届け出ていただきます。
2　前項の場合において、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。
3　前項の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうち1人を代表者として取り扱います。

■3G通信サービス契約者の氏名等の変更の届出
1　3G通信サービス契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかにサービス取扱所に届け出ていただきます。
2　前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提出していただくことがあります。
3　3G通信サービス契約者が、第1項に規定する届出を怠ったときは、当社が3G通信サービス契約に関し3G通信サービス契約者の従前の氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先宛に発信した書面は、当該書面が不到達の場合においても、通常その到達すべきときに3G通信サービス契約者に到達したものとみなします。

■3G通信サービス契約者が行う3G通信サービス契約の解除
3G通信サービス契約者は、3G通信サービス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめサービス取扱所に書面により通知していただきます。

■当社が行う3G通信サービス契約の解除
1　当社は、＜3G通信サービスの利用停止＞第1項の規定により3G通信サービスの利用を停止された3G通信サービス契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その3G通信サービス契約を解除することがあります。
2　当社は、3G通信サービス契約者が＜3G通信サービスの利用停止＞に該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、3G通信サービスの利用停止をしないでその3G通信サービス契約を解除することがあります。
3　当社は、前2項の規定により、その3G通信サービス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ3G通信サービス契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
4　当社は、第1 項又は第 2 項の規定によるほか、3G通信サービス契約者の死亡について当社に届出があり、当社がその事実を確認した場合において、以後その3G通信サービス契約に係る3G通信サービスが利用されないものと認めたときは、当社が指定する日をもってその3G通信サービス契約を解除します。

■3G通信サービス契約者の契約者確認
1　当社は、＜利用に係る契約者の義務＞に規定する3Gサービスに係る利用権の譲渡、端末設備の貸与及び3Gチップを業として貸与する場合の取扱いに違反するおそれがある場合等、当社が必要と認める場合又は携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号。以下「携帯電話不正利用防止法」といいます。）第9条の規定に基づき、3G通信サービス契約者に対して、契約者確認（契約者情報を確認するための書類の提出を受け、契約者情報を届け出ていただくことをいいます。以下同じとします。）を行なうことがあります。
2　当社は、前項の規定により3G通信サービス契約者の契約者確認を行うときは、その契約者回線にメッセージ通信モードにより文字メッセージを配信する方法又はその3G通信サービス契約者の住所にあてて書面を送付する方法により行います。

■3Gチップの貸与
当社は、契約者へ3Gチップを貸与します。この場合において、貸与する3Gチップの数は、1の3G通信サービス契約につき1とし、当社のサービスの種類等に基づき、当社が定めるものとします。

■契約者識別番号の登録等
当社は、次のいずれかに該当する場合には、3Gチップについて、契約者識別番号その他の情報の登録、変更又は消去（以下「契約者識別番号の登録等」といいます。）を行います。
（1）3Gチップを貸与するとき。
（2）その他3Gチップの貸与を受けている契約者から契約者識別番号の登録等を要する請求があったとき。

■3Gチップの返還
チップの貸与を受けている契約者は、次のいずれかに該当する場合には、（3Gチップの貸与）の規定に基づいて貸与している3Gチップを速やかに当社が指定するサービス取扱所に返還していただきます。
（1）その3G通信サービスに係る契約を解除し又は解除されたとき。
（2）その他3Gチップを利用しなくなったとき。

■自営端末設備の接続
契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信回線設備を介して自営端末設備（移動無線装置にあっては、当社またはソフトバンクが無線局の免許を受けることができるもの及び3G通信サービスの契約者回線に接続することができるものに限ります。）を接続するとき、サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。この場合において、事業法第53条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器又は【3G通信サービスの契約者回線に接続される自営端末設備又は自営電気通信回線が適合すべき技術基準及び技術的条件】に規定する技術基準及び技術的条件に適合することについて指定認定機関（事業法施行規則第32条第1項第5号の規定に基づき総務大臣が指定するものをいいます。）の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面により請求をしていただきます。

■3G通信サービスの利用中止
当社は、次のいずれかに該当する場合には、3G通信サービスの利用を中止することがあります。
（1）当社またはソフトバンクの電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
（2）特定の契約者回線から多数の不完了呼（その契約者回線が相手先の応答前に発信を取りやめるものをいいます。以下同じとします。）を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。
（3）＜通信利用の制限＞の規定により、通信利用を中止するとき。

■3G通信サービスの利用停止
1　当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合には、6ヶ月以内で当社が定める期間（3G通信サービス等の料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間とし、契約者識別番号が登録等されていないときは、契約者確認ができるまでの間とします。）、その3G通信サービスの利用を停止することがあります。ただし、電気通信番号規則第1条（緊急通報）の規定に基づく緊急通報に関する緊急機関への通信については、この限りではありません。
（1）契約者が、3G通信サービス等の料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行うサービス取扱所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。）。
（2）契約者が、当社と契約を締結している若しくは締結していた他の3G通信サービス等の料金その他の債務、又は当社若しくはソフトバンクと契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービス（当社が別に定めるものに限ります。）に関する料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
（3）3G通信サービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実に反する記載を行ったことが判明したとき。
（4）契約者がその3G通信サービス、当社と契約を締結している若しくは締結していた他の3G通信サービス又は当社若しくはソフトバンクと契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の利用において利用に係る契約者の義務＞の規定に違反したと当社が認めたとき。
（5）契約者回線に、自営端末設備又は自営電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。
（6）携帯電話不正利用防止法第7条第1項又は第10条の規定に違反したとき。
（7）＜3G通信サービス契約者の氏名等の変更の届出＞の規定に違反したとき又は＜3G通信サービス契約者の氏名等の変更の届出＞の規定により届け出た内容について事実に反する記載を行なったことが判明したとき。
（8）携帯電話不正利用防止法第9条の規定に基づき、＜3G通信サービス契約者の契約者確認＞に規定する契約者確認を行い、契約者確認ができないとき。
2　当社は、前項の規定により3G通信サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用を停止する日及び期間を契約者に通知します。
ただし、本条第1項第4号の規定により、3G通信サービスの利用停止を行うとき（＜利用に係る契約者の義務＞に定める通信の伝送交換に妨害を与える行為や通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為等の禁止及び特定電子メールの取扱いに関する規定の違反により、3G通信サービスの利用停止を行うときに限ります。）であって、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

■契約者回線との間の通信
契約者回線（ソフトバンクとの契約者回線を含みます。）との間の通信は、その契約者回線に接続されている移動無線装置が【営業区域】に規定する営業区域内に在圏する場合に限り、行うことができます。
ただし、その営業区域内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル又は山間部等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

■相互接続点との間の通信
1　相互接続点との間の通信は、ソフトバンクが3G通信サービスに係る相互接続点との間の通信として定める通信に限り行うことができます。
2　相互接続に伴って行うことができる協定事業者の電気通信設備に係る通信は、協定事業者の契約約款及び料金表その他の契約等の規定によることとします。

■通信利用の制限
1　当社は、円滑な電気通信役務の提供の確保又は契約者の利益のため、次の措置を執ることがあります。
（1）【契約者回線から送信できるメッセージデータ等及びメッセージ通信モードを利用した通信の数】に定める連続した時間内に、契約者回線から【契約者回線から送信できるメッセージデータ等及びメッセージ通信モードを利用した通信の数】に定める数を超えるメッセージデータの送信又はメッセージ通信モードを利用した通信が行われた場合に、当該契約者回線からのメッセージデータの送信又はメッセージ通信モードを利用した通信を別に定める時間制限する措置
（2）当社が、窃盗、詐欺等の犯罪行為その他法令に違反する行為により取得された又は代金債務（立替払等に係る債務を含みます。）の履行がなされていない若しくはそのおそれが高いと判断し、利用制限端末として取扱所又は換算に登録した自営端末設備が、契約者回線に接続された場合に、3G通信サービスの利用を制限する措置。
（3）3G通信サービス契約者がその契約に基づき支払う料金の滞納額が、当社が別に定める基準を超えたときに、当社が別に定める付加機能の利用を停止する措置。
（4）＜利用に係る契約者の義務＞に定める通信の伝送交換に妨害を与える行為の禁止に違反したと当社が認めた場合、当該契約者回線及び自動着信転送機能により転送される相手先（転送が複数回行われる場合はそれぞれの相手先を含みます。）への通信を制限する措置。
2　当社は、前項の規定によるほか、料金表【通信料】に規定するパケットし放題、パケットし放題S（D）、パケットし放題フラット、パケットし放題S forスマートフォン（D）、パケットし放題フラット forスマートフォン、又は当社が別に定めるパケット通信モードに係る定額通信料の適用を選択している契約者の契約者回線から行ったパケット通信モードによる通信に関して、次の措置を執ることがあります。
この場合において、当社は、本条に規定する通信の制限のために必要となる通信に係る情報の収集、分析及び蓄積を行う場合があります。
（1）当社が別に定める通信プロトコル又は通信ポートに係る通信等を制限する措置
（2）当社が別に定めるデータファイルの圧縮及び一部削除並びに送受信を制限する措置
（3）一定時間内に大量又は多数の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限又は中止する措置
（4）一定時間内に長時間の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限又は中止する措置
（5）セッションの設定が長時間継続されたと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限又は中止する措置
（6）同一セッション内に大量の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限又は中止する措置

■通信の切断
当社は、次のいずれかに該当する場合には、通信を切断することがあります。
（1）通信中に電波状況が著しく悪化した等、通信の継続が技術上著しく困難なとき。
（2）通信が連続して長時間に及ぶ等、その他の通信に影響を及ぼすと当社が判断したとき。

■通信時間等の制限
当社は、通信が著しくふくそうするときは、通信時間又は特定の地域の契約者回線若しくは協定事業者に係る電気通信設備への通信の利用を制限することがあります。

■基本使用料等の支払い義務
1　契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線、付加機能の提供を開始した日から起算し

て契約の解除又は付加機能の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の場合であるときは、1日間とします。）について、料金表【基本使用料】又は【付加機能使用料】に規定する料金の支払いを要します。
2　前項の期間において、利用の一時中断等により3G通信サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。
（1）利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。
（2）利用停止があったときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

■通信料の支払い義務
契約者は、その契約者回線から行った通信等（当該契約者回線の契約者以外の者が行った通信又は当該契約者が利用した国際アウトローミングサービスに係る通信を利用した場合に、その移動無線装置へ着信した通信を含みます。）について、当社等が測定した通信時間、情報量又は通信回数と料金表【通信料】又は4G通信サービス契約約款の規定に基づいて算定した通信料の支払いを要します。
ただし、当社又は協定事業者の付加機能等を利用して行った通信に関する料金について、別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

■解除料の支払い義務
契約者は、料金表【基本使用料】の規定に該当する場合には、料金表【解除料】に規定する料金の支払いを要します。

■ユニバーサルサービス料の支払い義務
契約者は、料金表【ユニバーサルサービス料】に規定するユニバーサルサービス料の支払いを要します。

■相互接続通信の料金の取扱い
契約者、協定事業者の電気通信サービスの提供を受けるための契約を締結している者又は他社公衆電話（東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が施設その他の場所に電話機等（電話機及びこれに付随する設備をいいます。）を設置して公衆の利用に供する電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）の利用者は、相互接続協定に基づき当社、ソフトバンク又は協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところにより、相互接続通信に関する料金の支払いを要します。

■契約者の維持責任
1　契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、【3G通信サービスの契約者回線に接続される自営端末設備又は自営電気通信設備が適合すべき技術基準及び技術約条件】に定める技術基準及び技術的条件に適合するよう維持していただきます。
2　前項の規定のほか、契約者は、自営端末設備（移動無線装置に限ります。）又は自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合するよう維持していただきます。

■責任の制限
1　当社は、3G通信サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その3G通信サービスが全く利用できない状態（当該契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときに限り、当該契約者の損害を賠償します。
2　前項の場合において、当社は、3G通信サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した当該3G通信サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
（1）料金表【基本使用料】及び【付加機能使用料】（当社が別に定めるものを除きます。）に規定する料金。
（2）料金表【通信料】に規定する料金（3G通信サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均通信料（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、3G通信サービスをまったく利用できない状態が生じた日数の実績が把握できる期間における1日当たりの平均通信料を元に算出します。）。）
（3）4G通信サービス契約約款に規定する料金（特定契約サービス（4G）契約者に限ります。）

■免責
当社は、電気通信設備の修理又は復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている短縮ダイヤル番号又はメッセージ等の内容等が変化又は消失したことにより損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

■ソフトバンクとの（利用）契約の締結
1　3G通信サービス契約の申し込みの承諾を受けた者は、ソフトバンクが定める契約約款（料金表を含みます。以下同じとします。）の規定に基づいて、ソフトバンクと特定役務国際通信サービス契約を締結したこととなります。
2　前項の定めにより（利用）契約を締結した3G通信サービス契約者は、サービスの利用があったときは、ソフトバンクの契約約款に基づいて、その料金の支払いを要します。

■利用に係る契約者の義務
契約者は、次のことを守っていただきます。
（1）自営端末設備（移動無線装置に限ります。）又は自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連結しないこと。
ただし、天災若しくは事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
（2）故意に契約者回線を保留したまま放置し又は当社が提供する付加機能を利用して多数の通信を行う等通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
（3）故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
（4）当社が貸与している3Gチップに登録されている契約者識別番号その他の情報を読出し、変更し、又は消去しないこと。
（5）当社が貸与している3Gチップを善良な管理者の注意をもって保管すること。
（6）メッセージ通信モード又は料金表【付加機能使用料】に規定する付加機能（D1機能に係るメッセージデータ機能又はメッセージデータ変換機能とします。以下この条において同じとします。）の利用において、法令若しくは公序良俗に反する、又は他者に不利益を与える等の不適切な行為を行わないこと。また、同一の契約者回線において繰り返し通信利用の制限（20の規定による制限を受けた場合は、当社は、当該契約者回線を使用している契約者に対しその旨の義務違反があったものとみなして取扱うことがあります。
なお、【メッセージ通信モード又はパケット通信モード（D1機能に係るメッセージデータ機能又はメッセージデータ変換機能に限ります。）利用における不適切な行為】に定める不適切な行為に該当すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。
（7）メッセージ通信モード又は料金表【付加機能使用料】に規定する付加機能の利用において、特定電子メールの送信を行う場合は、特定電子メール法に定める表示を行うこと。
（8）メッセージ通信モード又は料金表【付加機能使用料】に規定する付加機能の利用において、特定電子メールの送信を行う場合は、特定電子メールを送信しないように求める旨を当該契約者に通知した者に対して、特定電子メールの送信を行わないこと。
（9）前各号によるほか、特定電子メール法の規定に違反してメッセージデータ、電子メール、国際メッセージデータ又は文字メッセージを送信する行為を行わないこと。
（10）3G通信サービスに係る利用権の譲渡を行うときは、<3G通信サービス利用権の譲渡>に定めるところにより、当社の承認を受けること。
（11）携帯電話不正利用防止法第10条の規定に違反して、3G通信サービスの提供に係る端末設備を貸与しないこと。
（12）当社が貸与している3Gチップを業として貸与する場合には、その貸与を受けようとする者を特定する情報（氏名及び住所若しくは連絡先（当該3Gチップに係る契約者識別番号を除きます。）又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地とします。）を確認すること。

■国際アウトローミング機能の利用等
1　当社は、国際アウトローミング機能を利用した場合に生じた、当社の責めによらない理由により生じた損害については、その原因如何にからず一切の責任を負わないものとします。
2　前項の規定によるほか、国際アウトローミング機能を利用した場合に生じた損害について、当社が責任を負うときは、【責任の制限】の規定に準じて取り扱います。
3　国際アウトローミング機能に係る料金は、当社が定めるものとし、契約者は料金表【国際アウトローミング機能通信料】に規定する国際アウトローミング機能の利用に係る通信料（以下【国際アウトローミング機能通信料】といいます。）のお支払いを要します。
ただし、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。
4　当社は、前項の規定に基づいて算定した国際アウトローミング機能通信料を3G通信サービスの料金に合算して請求します。この場合において、国際アウトローミング機能通信料は、【料金の計算等】、【割増金】及び【延滞利息】の規定に基づいて取り扱います。

■有料情報サービスに係る債権の譲受け等
1　契約者は、有料情報サービス（3G通信サービスを利用し、かつ認証を受けることにより、有料で情報の提供を受けることができるサービスであって、その有料情報等を提供する当社及びソフトバンク以外の者（以下「情報提供者」といいます。）が、当社が別に定めるところにより当社と合意したうえで提供するものをいいます。以下同じとします。）の利用により生じた情報提供者の債権を、ソフトバンクがその情報提供者から譲り受け、3G通信サービスの料金と合わせて支払うことができるサービスを利用することができます。
この場合において、契約者は、有料情報サービスの利用により生じた情報提供者の債権（契約者以外の者が利用したものを含みます。以下同じとします。）をソフトバンクがその情報提供者から譲り受け、その債権額を3G 通信サービスの料金に合算して請求することを承認していただきます。
2　当社は、有料情報サービスで提供される情報の内容等に関して、当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。
3　当社は、前1項の規定によりソフトバンクが譲り受ける情報提供者の債権等（当社が別に定めるところにより提供した有料情報サービスの料金を含みます。以下同じとします。）は、3G通信サービスの料金とみなして取り扱います。この場合において、譲り受ける情報提供者の債権等は、料金月ごとに集計し、請求します。
4　有料情報サービスに関するその他の条件については、情報提供者、当社又はソフトバンクが別に定めるところによります。

■回収代行サービスに係る取扱い
1　契約者は、ソフトバンクが提供する回収代行サービス（3G通信サービスを利用し、かつ認証を受けることにより、料金の回収代行についてソフトバンクの承諾を得た者（以下「商品等提供者」といいます。）が提供する商品若しくは権利の購入をする場合又は役務提供を受ける場合において、その商品等に係る料金を3G通信サービスの料金と合わせて支払うことができるサービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。
この場合において、契約者は、回収代行サービスの料金（契約者以外の者が利用したものを含みます。以下同じとします。）をソフトバンクがその商品等提供者の代理人として3G通信サービスの料金に合算して請求することを承認していただきます。
2　契約者は次のいずれかに該当する場合は、回収代行サービスを利用することができないことがあります。
（1）回収代行サービスの料金の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。
（2）3G通信サービス等の料金その他の債務の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。
（3）回収代行サービスの料金の合計額が、当社が別に定める限度額を超えたとき。
（4）その他ソフトバンクが別に定める基準に適合しないとき又は当社の業務の遂行上支障があるとき。
3　当社は、第1項の規定によりソフトバンクが回収する回収代行サービスの料金について、料金月ごとに集計し、請求します。
4　契約者は、回収代行サービスの料金について支払期日を経過してもなお支払わないときは、ソフトバンクがその回収代行サービスに係る商品等提供者からの請求に基づき、契約者の氏名、住所及び連絡先電話番号等を当社及びソフトバンクが通知することにあらかじめ同意するものとします。
5　当社は、回収代行サービスで提供される商品等の瑕疵、その他当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。
6　回収代行サービスに関するその他の条件については、ソフトバンクが別に定めるところによります。

■契約者に係る個人情報の利用
1　当社は、契約者の氏名、名称、電話番号、住所、請求書の送付先、年齢、性別、選択する料金種別若しくは割引等、設置する端末設備の種類又は支払状況等の情報（契約者を識別できる情報をいいます。以下「契約者に係る個人情報」といいます。）の取扱いに関する指針（以下「プライバシーポリシー」といいます。）を定め、これを当社のホームページ等において掲示します。
2　当社は、契約者に係る個人情報について、今後の電気通信業務その他関連する業務の健全な運営又は契約者の利便性向上等を目的として、プライバシーポリシーに定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲で利用します。
ただし、当社がこの利用に関連して契約者へ各種通知を行う場合に、あらかじめ契約者から通知を拒む旨の意思表示があったときは、当社はその契約者に対して当該通知を行わないものとします。
3　前項の規定によるほか、当社は、契約者に係る個人情報について、プライバシーポリシーに定めるところにより、当社が別に定める共同利用者と共同で利用する場合があります。

■契約者に係る個人情報の第三者提供
1　当社は、国際電気通信事業者（【国際電気通信事業者の電話利用契約】に定める国際電気通信事業者以下この条において同じとします。）又はソフトバンクテレコム株式会社からソフトバンクに対して請求があったときは、契約者（その国際電気通信事業者の契約約款の規定に基づき電話利用契約（【国際電気通信事業者の電話利用契約】に定めるものに限ります。以下この条において同じとします。）を締結している者若しくは電話利用契約の申込みをした者又は契約者（ソフトバンクテレコム株式会社の契約約款及び料金表の規定に基づき契約等を締結している者（【協定事業者の契約等の申込みをした者】に定める者に限ります。）若しくは契約等の申込みをした者（【協定事業者の契約等の申込みをした者】に定める者に限ります。）に限ります。）に係る個人情報をソフトバンク及び国際電気通信事業者に提供する場合があります。
2　契約者は、<3G通信サービス契約者が行う3G通信サービス契約の解除>、又は<当社が行う3G通信サービス契約の解除>の規定に基づき契約を解除した後、現に3G通信サービスの料金その他の支払いがないときは、電気通信事業者（携帯電話事業者、PHS事業者、UQコミュニケーションズ株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社及びソフトバンクBB株式会社に限ります。）からソフトバンクへの請求に基づき、契約者に係る個人情報をソフトバンクは当社が通知することに予め同意するものとします。
3　前項の規定によるほか、契約者は、次のいずれかに該当するときは、携帯電話事業者及びPHS事業者からソフトバンクへの請求に基づき、契約者に係る個人情報をソフトバンクは当社が通知することに予め同意するものとします。
（1）<有料に係る契約者の義務>に定めるD1機能に係るメッセージデータ機能又はメッセージデータ変換機能の利用における不適切な行為の禁止及び特定電子メールの取扱いに関する規定の違反により、<3G通信サービスの利用停止>に基づき、3G通信サービスの利用停止があったとき。
（2）<有料に係る契約者の義務>に定めるD1機能に係るメッセージデータ機能又はメッセージデータ変換機能の利用における不適切な行為の禁止及び特定電子メールの取扱いに関する規定の違反により、<当社が行う3G通信サービス契約の解除>に基づき、3G通信サービスに係る契約の解除があったとき。
（3）<3G通信サービスの利用停止>に定める契約者情報ができない場合の規定に基づき、3G通信サービスの利用停止があったとき。
4　契約者は、その契約者回線からのメッセージ通信モードによる通信について、その通信を受信した携帯電話事業者の契約者からの申告に基づき、当該携帯電話事業者がその契約約款に定める禁止行為に抵触するおそれがあるものと認めたときは、その申告を受けた携帯電話事業者が、他の携帯電話事業者（当社を含みます。）に当該通信を行った契約者に係る個人情報及び当該通信の内容を通知することに予め同意するものとします。
5　前4項によるほか、当社は、プライバシーポリシーに定めるところにより、電気通信事業者等に契約者に係る個人情報を提供する場合があります。

■準拠法
この約款の準拠法は、日本法とします。

■本邦外における取扱制限
国際通信、国際メッセージ通信及び国際アウトローミングサービスについては、本邦外の法令、本邦外で電気通信事業を営む者（海外事業者を含みます。）が定める契約約款等によりその取扱いが制限されることがあります。

■通則（料金の計算方法等）
1　当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、月額料金、通信料、相互接続番号案内料及びユニバーサルサービス料は料金月に従って計算します。
ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算し、その支払いを請求します。
2　当社は、前項の規定による期間に従って計算します。

2014年1月24日現在

※本契約約款の概要説明文は抜粋です。【　】内の規定及び本契約約款の全文を閲覧されたい方は、当社ホームページにてご覧ください。

ディズニー・モバイル4G通信サービス契約約款（抜粋）

■約款の変更
1　当社は、ディズニー・モバイル4G通信サービス契約約款（料金表を含みます。以下「この約款」といいます。）を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後のディズニー・モバイル4G通信サービス契約約款によります。
2　当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第2条の2の2第5項第3号に規定する変更を行う場合、当社のホームページに掲示する方法又は当社が適当であると判断する方法により説明します。

■4G通信サービス契約申込みの承諾
1　当社は、4G通信サービス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
2　当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないとき又は当社の業務の遂行上支障があるときは、その申込みの承諾を延期することがあります。
3　当社は、前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、その申込みを承諾しないことがあります。
（1）4G通信サービス契約の申込みをした者について、本人確認（当社が別に定める方法により、契約者情報（氏名、住所、生年月日等の契約者を特定する情報をいいます。以下同じとします。）の確認を行うことをいいます。以下同じとします。）ができないとき。
（2）4G通信サービス契約の申込みをした者が4G通信サービス等の料金その他の債務（この約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）又は当社若しくはソフトバンクと契約を締結している他の電気通信サービスに関する料金その他の債務（その契約約款及び料金表に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
（3）【4G通信サービス契約申込みの方法】に基づき提出された契約申込書若しくは送信された契約申込書式、又はその他の書類に不備があるとき。
（4）4G通信サービス契約の申込みをした者が4G通信サービス又は当社若しくはソフトバンクと契約を締結している他の電気通信サービスの利用において＜利用に係る契約者の義務＞の規定に現に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
（5）その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
4　第1項の承諾をしたときは、当社は、4G通信サービス契約の申込みをした者から3G通信サービス契約約款に定める特定契約サービス（4G）に係る契約（以下「同時申込契約」といいます。）の申込みがあったものとみなして、これを承諾するものとします。
5　契約者による同時申込契約に関する3G通信サービス契約約款の違反、同約款に基づく同サービスの利用停止事由及び同約款の解除事由の発生は、それぞれ、この4G通信サービス約款の違反事由、利用停止事由、及び解除事由を構成するものとみなされます。

■4G通信サービス利用権の譲渡
1　4G通信サービス利用権（4G通信サービス契約者が4G通信サービス契約に基づいて4G通信サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。
2　4G通信サービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、4G通信サービス利用権を譲り渡そうとする者（以下「譲渡人」といいます。）及び4G通信サービス利用権を譲り受けようとする者（以下「譲受人」といいます。）が連署した当社所定の書面によりサービス取扱所に請求していただきます。
ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。
3　前項の場合において、譲渡人及び譲受人は、当社が当社所定の書面の記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものを提出していただきます。
4　当社は、第2項の規定により4G通信サービス利用権の譲渡の承認を求められたときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。
（1）譲受人について、本人確認ができないとき。
（2）譲渡人又は譲受人が4G通信サービス等の料金その他の債務又は当社若しくはソフトバンクと契約を締結している他の電気通信サービスに関する料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
（3）第2項及び第3項に基づき提出された当社所定の書面又はその他の書類に不備があるとき。
（4）譲渡人又は譲受人が＜利用に係る契約者の義務＞の規定に違反しているとき又は違反するおそれがあるとき。
（5）その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
5　当社は、第2項の規定により、4G通信サービス利用権の譲渡の承認を求められたときは、同時に同時申込契約に係る利用権の譲渡の承認を求められたものとみなして取り扱います。

■4G通信サービス契約者の地位の承継
1　相続又は法人の合併若しくは会社分割により4G通信サービス契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは会社分割により設立された法人若しくは会社分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて速やかにサービス取扱所に届け出ていただきます。
2　前項の場合において、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。
3　前項の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうち1人を代表者として取り扱います。
4　当社は、第1項の届出があったときは、同時に同時申込契約に係る契約者の地位の承継の届出があったものとみなして取り扱います。

■4G通信サービス契約者の氏名等の変更の届出
1　4G通信サービス契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は別に定める請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかにサービス取扱所に届け出ていただきます。
2　前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類の提出を求めることがあります。
3　4G通信サービス契約者が、第1項に規定する届出を怠ったときは、当社が4G通信サービス契約に関し4G通信サービス契約者の従前の氏名、名称、住所若しくは居所又は別に定める請求書の送付先宛に発信した書面は、当該書面の不到達の場合においても、通常その到達すべきときに4G通信サービス契約者に到達したものとみなします。
4　当社は、第1項の届出があったときは、同時に同時申込契約に係る氏名等の変更の届出があったものとみなして取り扱います。

■4G通信サービス契約者が行う4G通信サービス契約の解除
1　4G通信サービス契約者は、4G通信サービス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめサービス取扱所に書面により通知していただきます。
2　当社は、前項の通知があったときは、同時に同時申込契約の解除について通知があったものとみなして取り扱います。

■当社が行う4G通信サービス契約の解除
1　当社は、＜4G通信サービスの利用停止＞第1項の規定により4G通信サービスの利用を停止された4G通信サービス契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その4G通信サービス契約を解除することがあります。
2　当社は、4G通信サービス契約者が＜4G通信サービスの利用停止＞に該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、4G通信サービスの利用停止をしないでその4G通信サービス契約を解除することがあります。
3　当社は、前2項の規定により、その4G通信サービス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ4G通信サービス契約者に通知します。
4　当社は、第1項又は第2項の規定によるほか、4G通信サービス契約者の死亡について当社に届出があり、当社がその事実を確認した場合において、以後その4G通信サービス契約に係る4G通信サービスが利用されないものと認めたときは、当社が指定する日をもってその4G通信サービス契約を解除します。
5　第1項、第2項及び第4項の場合において、当社は、4G通信サービス契約の解除と同時に同時申込契約も解除するものとします。
6　当社は、同時申込契約に係る3G通信サービス契約の解除があったときは、同時にその4G通信サービス契約も解除するものとします。

■自営端末設備の接続
契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信回線設備を介して自営端末設備（移動無線装置にあっては、ソフトバンク又はWireless City Planning株式会社（以下同社を総称して「ソフトバンク等」といいます。）が無線局の免許を受けることができるもの及び4G通信サービスの契約者回線に接続することができるものに限ります。）を接続するときは、サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。この場合において、事業法第53条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器、【4G通信サービスの契約者回線に接続される自営端末設備又は自営電気通信設備が適合すべき技術基準及び技術的条件】に規定する技術基準及び技術的条件に適合することについて指定認定機関（事業法施行規則第32条第1項第5号の規定に基づき総務大臣が指定するものをいいます。）の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面により請求をしていただきます。

■4G通信サービスの利用停止
当社は、次のいずれかに該当する場合には、4G通信サービスの利用を停止することがあります。
（1）当社又はソフトバンク等の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
（2）＜通信利用の制限＞の規定により、通信利用を中止するとき。

■4G通信サービスの利用停止
1　当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合には、6ヶ月以内で当社が定める期間（4G通信サービス等の料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間とします。）、その4G通信サービスの利用を停止することがあります。
（1）契約者が、料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行うサービス取扱所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）の正当な理由がある場合を除きます。）。
（2）契約者が、当社と契約を締結している若しくは締結していた他の4G通信サービス等の料金その他の債務又は当社若しくはソフトバンクと契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに関する料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
（3）4G通信サービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実に反する記載を行ったことが判明したとき。
（4）＜4G通信サービス契約者の氏名等の変更の届出＞の規定に違反したとき又は同規定により届け出た内容について事実に反することが判明したとき。
（5）契約者がその4G通信サービス、当社と契約を締結している若しくは締結していた他の4G通信サービス又は当社若しくはソフトバンクと契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスの利用において＜利用に係る契約者の義務＞の規定に違反したと当社が認めたとき。
（6）契約者回線に、自営端末設備又は自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。
2　当社は、前項の規定により4G通信サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用を停止する日及び期間を契約者に通知します。
ただし、本条第1項第5号の規定により、4G通信サービスの利用停止を行うときであって、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。
3　第1項及び第2項の場合において、当社は、4G通信サービスの利用の停止と同時に同時申込契約に係るサービスの利用も停止するものとします。
4　当社は、同時申込契約に係る3G通信サービスの利用の停止があったときは、同時にその4G通信サービスの利用も停止するものとします。

■契約者回線との間の通信
契約者回線（ソフトバンクとの契約者回線を含みます。）との間の通信は、その契約者回線に接続されている移動無線装置が【営業区域】に規定する営業区域内に在圏する場合に限り、行うことができます。
ただし、その営業区域内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル又は山間部等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

■相互接続点との間の通信
1　相互接続点との間の通信は、ソフトバンクが4G通信サービスに係る相互接続点との間の通信として定める通信に限り行うことができます。
2　相互接続に伴って行うことができる協定事業者の電気通信設備に係る通信は、協定事業者の契約約款及び料金表その他の契約等の規定によることとします。

■通信利用の制限
1　当社は、円滑な電気通信役務の提供の確保又は契約者の利益のため、当社が、窃盗、詐欺等の犯罪行為その他法令に違反する行為により取得された又は代金債務（立替払等に係る債務を含みます。）の履行がなされていない若しくはそのおそれが高いと判断し、利用制限端末として取扱所交換設備に登録した自営端末設備が、契約者回線に接続された場合に、4G通信サービスの利用を制限する措置を執ることがあります。
2　当社は、前項の規定によるほか、契約者の契約者回線から行った通信に関して、次の措置を執ることがあります。
この場合において、当社は、本条に規定する通信の制限のために必要となる通信に係る情報の収集、分析及び蓄積を行う場合があります。
（1）当社が別に定める通信プロトコル又は通信ポートに係る通信等を制限する措置
（2）当社が別に定めるデータファイルの圧縮及び一部削除並びに送受信を制限する措置
（3）一定時間内に大量又は多数の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限又は中止する措置
（4）一定時間内に長時間の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限又は中止する措置
（5）セッションの設定が長時間継続されたと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限又は中止する措置
（6）同一セッション内に大量の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限又は中止する措置
3　前2項の場合において、当社は、4G通信サービスの利用の制限と同時に同時申込契約に係るサービスの利用を制限する措置を執ることがあります。

■通信の切断
当社は、次のいずれかに該当する場合には、通信を切断することがあります。
（1）通信中に電波状況が著しく悪化した等、通信の継続が技術上著しく困難なとき。
（2）通信が連続して長時間に及ぶ等、その他の通信に影響を及ぼすと当社が判断したとき。

■通信時間等の制限
当社は、通信が著しくふくそうするときは、通信時間又は特定の地域の契約者回線若しくは協定事業者に係る電気通信設備への通信の利用を制限することがあります。

■基本使用料等の支払い義務
1　契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線、付加機能の提供を開始した日から起算して契約の解除又は付加機能の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の場合であるときは、1日間とします。）について、【料金等の適用】に規定する基本使用料又は付加機能使用料の支払いを要します。
2　前項の期間において、利用の一時中断等により、4G通信サービス及び同時申込契約に係る3G通信サービス（以下この条及びく責任の制限＞において「4G通信サービス等」といいます。）を利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。
（1）利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。
（2）利用停止がなされたときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

■通信料の支払い義務
契約者は、その契約者回線から行った通信等（当該契約者回線の契約者以外の者が行った通信を含みます。）について、当社等が測定した通信時間、情報量又は通信回数と【料金等の適用】の規定に基づいて算定した通信料の支払いを要します。

■解除料の支払い義務
契約者は、料金等の適用の規定に該当する場合には、解除料の支払いを要します。

■契約者の維持責任
1　契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、【4G通信サービスの契約者回線に接続される自営端末設備又は自営電気通信設備が適合すべき技術基準及び技術的条件】に定める技術基準及び技術的条件に適合するよう維持していただきます。
2　前項の規定にかかわらず、契約者は、自営端末設備（移動無線装置に限ります。）又は自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合するよう維持していただきます。

■責任の制限
1　当社は、4G通信サービス等を提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により、その提供をしなかったときは、そのく4G通信サービス等が全く利用できない状態（当該契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときに限り、当該契約者の損害を賠償します。
2　前項の場合において、当社は、4G通信サービス等が全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した当該4G通信サービス等に係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
（1）【料金等の適用】のうち、基本使用料として規定する料金。
（2）【料金等の適用】のうち、通信料として規定する料金（4G通信サービス等を全く利用できない状態が連続した時間の初日の属する料金月の前4料金月の1日当たりの平均通信料（前6料金月の実績を把握する事が困難な場合には、4G通信サービス等を全く利用できない状態が生じた日数の実績が把握できる期間における1日当たりの平均通信料に基づき算出します。）。）。

■免責
当社は、電気通信設備の修理又は復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されているメッセージ等の内容等が変化又は消失したことにより損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

■利用に係る契約者の義務
契約者は、次のことを守っていただきます。
（1）自営端末設備（移動無線装置に限ります。）又は自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体

を連絡しないこと。
ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りでありません。
(2) 故意に契約者回線を保留したまま放置する等通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
(3) インターネット接続サービスの利用において、法令若しくは公序良俗に反する、又は他者に不利益を与える等の不適切な行為を行わないこと。
なお、インターネット接続サービスの利用における不適切な行為【】に定める不適切な行為に該当すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。
(4) 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）の規定に違反して電子メールを送信する行為を行わないこと。
(5) 4G通信サービスに係る利用権の譲渡を行うときは、<4G通信サービス利用権の譲渡>に規定するところにより、当社の承認を受けること。

■有料情報サービスに係る債権の譲受け等
1 契約者は、有料情報サービス（4G通信サービスを利用し、かつ認証を受けることにより、有料で情報の提供を受けることができるサービスであって、その有料情報等を提供する者（以下「情報提供者」といいます。）が、当社が別に定めるところにより当社と合意したうえで提供するものをいいます。以下同じとします。）の利用により生じた情報提供者の債権を、ソフトバンクがその情報提供者から譲り受け、4G通信サービスの料金と合わせて支払うことができるサービスを利用することができます。
この場合において、契約者は、有料情報サービスの利用により生じた情報提供者の債権（契約者以外の者が利用したものを含みます。以下同じとします。）をソフトバンクがその情報提供者から譲り受け、その債権額を4G通信サービスの料金に合算して請求することを承認していただきます。
2 当社は、有料情報サービスで提供される情報の内容等に関して、当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。
3 当社は、第1項の規定によりソフトバンクが譲り受ける情報提供者の債権等（当社が別に定めるところにより提供した有料情報サービスの料金を含みます。以下同じとします。）は、4G通信サービスの料金とみなして取り扱います。この場合において、譲り受ける情報提供者の債権等は、料金月ごとに集計し、請求します。
4 有料情報サービスに関するその他の条件については、情報提供者、当社又はソフトバンクが別に定めるところによります。

■回収代行サービスに係る取扱い
1 契約者は、ソフトバンクが提供する回収代行サービス（4G通信サービスを利用し、かつ認証を受けることにより、料金の回収代行についてソフトバンクの承諾を得た者（以下「商品等提供者」といいます。）が提供する商品若しくは権利の購入をする場合又は役務提供を受ける場合において、その商品等に係る料金を4G通信サービスの料金と合わせて支払うことができるサービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。
この場合において、契約者は、回収代行サービスの料金（契約者以外の者が利用したものを含みます。以下同じとします。）をソフトバンクがその商品等提供者の代理人として4G通信サービスの料金に合算して請求することを承認していただきます。
2 契約者は次のいずれかに該当する場合は、回収代行サービスを利用することができないことがあります。
(1) 回収代行サービスの料金の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。
(2) 4G通信サービス等の料金その他の債務の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。
(3) 回収代行サービスの料金の合計額が、当社が別に定める限度額を超えたとき。
(4) その他ソフトバンクが別に定める基準に適合しないとき又は当社の業務の遂行上支障があるとき。
3 当社は、第1項の規定によりソフトバンクが回収する回収代行サービスの料金について、料金月ごとに集計し、請求します。
4 契約者は、回収代行サービスの料金について支払期日を経過してもなお支払わないときは、ソフトバンクがその回収代行サービスに係る商品等提供者からの請求に基づき、契約者の氏名、住所及び連絡先電話番号等を当社及びソフトバンクが通知することにあらかじめ同意するものとします。
5 当社は、回収代行サービスで提供される商品等の瑕疵、その他当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。
6 回収代行サービスに関するその他の条件については、ソフトバンクが別に定めるところによります。

■契約者に係る個人情報の利用
1 当社は、契約者の氏名、名称、電話番号、住所、請求書の送付先、年齢、性別、選択する料金種別若しくは割引等、設置する端末設備の種類又は支払状況等の情報（契約者を識別できる情報をいいます。以下「契約者に係る個人情報」といいます。）の取扱いに関する指針（以下「プライバシーポリシー」といいます。）を定め、これを当社のホームページ等において掲示します。
2 当社は、契約者に係る個人情報について、今後の電気通信業務その他関連する業務の健全な運営又は契約者の利便性向上等を目的として、プライバシーポリシーに定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲で利用します。
ただし、当社がこの利用に関連して契約者へ各種通知を行う場合に、あらかじめ契約者から通知を拒む旨の意思表示があったときは、当社はその契約者に対して当該通知を行いません。
3 前項の規定によるほか、当社は、契約者に係る個人情報について、プライバシーポリシーに定めるところにより、当社が別に定める共同利用者と共同で利用する場合があります。

■契約者に係る個人情報の第三者提供
1 契約者は、<4G通信サービス契約者が行う4G通信サービス契約の解除>、<当社が行う4G通信サービス契約の解除>の規定に基づき契約を解除した後、現に4G通信サービスの料金その他の支払いがないときは、電気通信事業者（携帯電話事業者、PHS事業者、UQコミュニケーションズ株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社及びソフトバンクBB株式会社に限ります。）からソフトバンクへの請求に基づき、契約者に係る個人情報をソフトバンク又は当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。
2 前項によるほか、ソフトバンク又は当社は、プライバシーポリシーに定めるところにより、電気通信事業者等に契約者に係る個人情報を提供する場合があります。

■準拠法
この約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

■通則（料金の計算方法等）
当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、月額で定める料金（以下「月額料金」といいます。）、通信料は料金月に従って計算します。
ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算し、その支払いを請求します。

2013年6月19日現在

※本契約約款の概要説明文は抜粋です。【 】内の規定及び本契約約款の全文を閲覧されたい方は、当社ホームページにてご覧ください。

●SIベーシックパック、SIメール、TVコール、ナンバーブロック、あんしん保証パック、安心遠隔ロック、ホワイトプラン、ゴールドプラン、Wホワイトは、ソフトバンクモバイル株式会社の登録商標または商標です。●Google、Google ロゴ、Android、Android ロゴ、YouTube、YouTube ロゴ、Google Play（旧 Android マーケット）および Google Play ロゴ、Google マップ、Google マップ ロゴ、Google アカウント、Google アカウント ロゴは、Google Inc.の商標または登録商標です。●Bluetooth®は米国Bluetooth SIG,Inc.の登録商標です。●QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。●「待ちうた」はKDDI株式会社の商標です。●「Yahoo!」および「Yahoo!」「Y!」のロゴマークは、米国Yahoo! Inc.の登録商標または商標です。●SOFTBANKおよびソフトバンクの名称、ロゴは日本国およびその他の国におけるソフトバンク株式会社の登録商標または商標です。●その他、本冊子に記載されている商品・サービス名は、各社の商標または登録商標です。